

## 厚岸町議会 第3回定例会

平成24年9月5日  
午前10時00分開会

●議長（音喜多議員） ただいまから平成24年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。

●議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、大野議員、3番、石澤議員を指名いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

9番、南谷委員長。

●南谷委員長 9月3日、午前10時より第8回議会運営委員会を開催し、平成24年第3回定例会の議事運営等について協議しましたので、その内容について報告をいたします。

議会側から諸般報告、例月出納検査報告があります。

議会からの提出案件は、会期の決定、総務産業常任委員行政視察報告書、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書、各委員会閉会中の所管事務継続調査申出書、議員の派遣について、以上、5件があります。

審査方法は、いずれも本会議において審査することに決定しました。

次に、町長提出の議案等についてあります。

認定第1号から認定第9号まで、決算の認定9件の審査方法については、議長及び議員選出監査委員を除く11名をもって構成する、平成23年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定しました。

報告第8号、平成23年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について並びに報告第9号、継続費精算報告書の報告についての審査方法は、本会議において行います。

議案第53号から議案第55号までの人事案件など3件は、いずれも本会議において審査いたします。

議案第56号、条例制定の審査方法は、議長を除く12人をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

議案第57号から議案第62号は、平成24年度の各会計補正予算6件であります。審査方法は、議長を除く12人をもって構成する平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を設置、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

一般質問は、7人であります。

会期は、9月5日から7日までの3日間に決定しました。

また、3月定例会時における新年度予算審議のための休会日を持つことについて議論をしてまいりましたが、当面は、現状のとおりすることにいたしました。

以上で議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から7日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（音喜多議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に、平成24年6月18日開会の第2回定例議会定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、議会へ通知された関係資料は、別途、議員控え室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、ご参考に供してください。

以上で、諸般報告といたします。

●議長（音喜多議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第6、認定第1号 平成23年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成23年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成23年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成23年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成23年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

認定第6号 平成23年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
認定第7号 平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、  
認定第8号 平成23年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 平成23  
年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、本9件の提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

平成23年年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明をいたします。

当年度は、東日本大震災により、被災した町民への見舞金や営農資金の貸し付けなど、最大限の支援を行い、中でも甚大な被害を受けたカキ養殖施設とアサリ漁場を国や北海道の多大な支援のもと、東北・北海道の被災地の中でいち早く9億を超える災害復旧の財源確保による予算化を図り、速やかな復旧を成し遂げ、カキ、アサリ漁の復興の筋道をつけることができました。

また、2カ年の継続事業で老朽化した学校給食センターの全面改築を完成させ、これまで以上に安全、安心で栄養バランスに配慮した魅力あるおいしい学校給食の提供が図られたほか、北海道から譲渡された旧厚岸潮見高校の校舎を真龍中学校とし、改修し、移転するなど、教育施設の整備、充実を図りました。

さらに、まちなか居住を推進するため、松葉地区に町営住宅として平屋4戸を建設、町道の改良舗装や公共下水道などの町民要望の多い生活基盤整備及び農林水産業の振興を中心とした諸事業を実施し、予算執行したのが主な施策成果の特徴となっております。

当初予算では、一般会計が82億4,077万9,000円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、介護サービス事業、後期高齢者医療の各特別会計を合算しますと、121億6,985万6,000円の総体規模がありました。これに、年度内に必要に応じてそれぞれの所要額の補正を行い、最終予算は、一般会計においては、平成22年度繰越明許費1億7,359万5,000円を含め99億9,494万3,000円、各特別会計では39億2,674万3,000となり、総体においては139億2,168万6,000円となりました。

これらの内容は、下記の表のとおりとなっておりますので、ご承知いただきたいと存じます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で101億6,663万9,734円、執行率で101.7%、歳出では96億945万6,892円、96.1%の執行率となり、歳入歳出差し引きで5億5,718万2,842円の残額となりました。このうち繰越明許費繰越額として21万8,000円、財政調整基金に3億円を積み立て、実質2億5,696万4,842円が翌年度繰り越しとなったところであります。

一方、特別会計ですが、国民健康保険特別会計については、一般会計から繰り出し基準分1億799万9,668円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで2,496万835円の残額となり、翌年度に繰り越し、国家負担金等を清算の上、返還金に充てるほか、同会計の収支均衡を保つ財源に充てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった1,170万3,826円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった2億357万5,510円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、歳入で介護保険にかかる負担分等として一般会計より繰り出し基準分1億3,201万1,338円を繰り入れ、歳入歳出を差し引きで1,864万6,629円の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、国庫負担金等を清算の上、返還金などに充てるほか、介護給付費準備基金積立金に積み立てるものであります。

介護サービス事業特別会計については、歳入不足となった8,558万9,298円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図りました。

後期高齢者医療特別会計については、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から3,705万6,656円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで現年度保険料の4月と5月収入分の47万6,300円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

以上が平成23年度決算報告による計数面での概要ですが、より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました決算書及び決算資料に基づきご検討いただくこととして、内容説明を省略させていただき、順次、質問等に応じて各担当課等より詳細な説明をいたしたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、認定第8号 平成23年度厚岸町水道事業会計決算の内容について説明申し上げます。

なお、昨年度から決算書の構成を事業報告書、決算報告書、財務諸表、附属明細書の順番としておりますので、これに沿ってご説明をいたします。

それでは、1ページをお開き願います。

1ページから9ページまでは、事業報告書でございます。

まず1、概況については、(1)総括事項として業務状況及び経営状況の概略を記載しております。

ア、業務状況、(ア)業務量の状況であります。平成23年度末の給水人口は9,523人となりまして、前年度に比べ195人、率で2.0%減少しました。給水戸数については5,110戸で、前年度に比べ1戸の減少となっております。年間配水量は129万6,620立方メートルで、前年度に比べ1万4,102立方メートル、率で1.1%減少いたしました。有収水量は96万4,925立方メートルで、前年度に比べ1万152立方メートル、1.0%減少いたしました。この結果、有収率は74.4%で、漏水を低減したものの有収水量も減少したため、有収率の向上には及ばず、前年度と同率となりました。より機動的な漏水調査などによりまして、引き続き漏水の早期発見に努め、有収率の向上を図ってまいりたいと思います。

(イ)建設改良事業の状況であります。

①配水管等整備事業では、湾月町横3の通り配水管など、4件の布設替工事と門静前浜道路配水管1件の新設工事を行ったほか、老朽化した仕切弁の更新を行いました。

②機器更新事業では、尾幌地区配水メーターなど、2件の更新を行いました。

③ポンプ場整備事業では、尾幌送水ポンプの改修を行いました。

④浄水設備改修事業では、中間塩素注入設備の改修を行いました。

⑤メーター設備事業では、新規に25戸のメーターを設置し、有効期間が満了した702個を取り替えております。

2ページと3ページは経営状況であります。

まず、2ページの収益的収支であります。税抜きでございます。収入の総額、水道事業収益は、2億939万8,371円で、前年度に比べ437万2,944円、率で2.0%の減収となりました。水道事業収益の大部分を占める給水収益は、2億833万2,980円で、前年度に比べ144万6,305円、0.7%の減収となりました。

支出の総額、水道事業費用は2億3,633万2,134円で、前年度に比べ277万7,669円、1.2%の増となりました。

営業費用は、原水及び浄水費が薬品費の減などで130万9,979円の減となりましたが、配水及び給水費が修繕費の増などで110万4,661円の増、総係費が法定福利費などの増で124万6,718円の増、減価償却費が163万8,647円、資産減耗費が81万2,040円、それぞれ増となりまして、営業費用の合計では349万2,087円の増となっております。

営業外費用は企業債支払利息が前年度に比べ71万4,418円の減となりました。この結果、水道事業費用が水道事業収益を上回り、2,693万3,763円の純損失となっております。

人口の減少や少子高齢化の進行、節水意識の定着などにより、給水収益が年々減少している中、老朽化した施設の更新や災害に強い施設整備を計画的に実施し、将来にわたり安全、安心な水を安定的に供給するため、平成23年度は料金改定に取り組み、平成24年度からの新しい料金案が町議会第4回定例会で可決されました。

今後も、より一層の経営改善に取り組み、健全な事業運営に努めてまいります。

次に、資本的収支であります。

収入の総額は、6,337万4,900円で、前年度に比べ1,633万5,050円、率で34.7%増となりました。

主な収入の企業債は5,710万円で、宮園配水池実施設計など、建設改良に伴う借り入れ増により、1,520万円の増となりましたが、下水道工事による水管の移設補償費は53万5,500円の減となりました。

支出の総額は、1億8,650万5,451円で、前年度に比べ3,144万9,701円20.3%の増となりました。

建設改良費は、配水管新設工事や布設替工事、施設の改修工事などで、1億794万8,024円となり、前年度に比べ2,907万5,886円の増、企業債償還金は、7,855万7,427円で、237万3,815円の増がありました。

4ページをお開き願います。

(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項でございます。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

5ページから6ページにかけて、先ほどご説明いたしました工事の内容及び業務についての記載であります。

なお、資産の購入については、6ページ、(3) 固定資産購入の概況のとおり、23年度中に水質検査機器2台を購入いたしております。

7ページでございます。(2)は、事業収入に関する事項、8ページ(3)で事業費に関

する事項についてであります、後ほど、別紙でお配りしております、認定第8号説明資料の収益的収支説明書のほうで説明させていただきます。

9ページをお願いします。(4)給水装置工事の状況、(5)委託調査業務、4の会計、(1)企業債の概況、(2)議会の議決を経なければ流用できない経費の決算については、それぞれ記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上が、事業報告でございます。

次に、10ページをお開き願います。

平成23年度厚岸町水道事業会計決算報告書であります。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益は、予算2億1,945万8,000円に対し、決算では、2億1,984万487円となり、予算に比べ38万2,487円、率で0.2%増となりました。内訳は、1項営業収益が、予算2億1,890万円に対し、決算では2億1,927万8,830円となり、予算に比べ37万8,830円の増であります。2項営業外収益は、予算55万8,000円に対し、決算では56万1,657円となり、予算に比べ3,657円の増でございます。

次に、支出であります。1款水道事業費用は、予算2億4,397万2,000円に対し、決算では2億4,079万9,659円の執行で、317万2,341円、率で1.3%の不用額となりました。内訳は、1項営業費用が、予算2億1,531万272円に対し、決算では2億1,233万7,931円の執行で、297万2,341円の不用額となりました。2項営業外費用は、予算2,846万1,728円に対し、決算も同額で、不用額はございません。3項特別損失はございませんでした。4項予備費については、予算20万円に対し、決算はゼロ円で、全額不用額となりました。

11ページの資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。1款資本的収入は、予算6,338万8,000円に対し、決算では6,337万4,900円で、予算に比べ1万3,100円の減となりました。内訳は、1項企業債が、予算5,710万円に対し、決算も同額であります。5項工事負担金が、予算543万1,000円に対し、決算では541万7,150円で、1万3,850円の減。6項補償金は、予算85万7,000円に対し、決算では85万7,750円で、750円の増となりました。

次に、支出でございます。

1款資本的支出では、予算1億9,202万5,000円に対し、決算では1億9,190万2,850円で、12万2,150円、0.1%の不用額となりました。内訳は、1項建設改良費が、予算1億1,346万6,000円に対し、決算では1億1,334万5,423円で、12万577円の不用額であります。2項企業債償還金が、予算7,855万9,000円に対し、決算では7,855万7,427円で、1,573円の不用額となりました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,852万7,950円は、過年度分損益勘定留保資金7,321万3,784円と、当年度分損益勘定留保資金4,991万6,767円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額539万7,399円で補填するものであります。

棚卸資産の購入限度額、1,478万2,000円に対し、執行額は1,212万1,092円でございました。これに伴う仮払消費税は57万7,192円であります。

12ページは、損益計算書でございます。

営業収益から営業費用を差し引いた結果、営業損失が58万7,226円となり、これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引くと2,693万3,763円の経常損失となりました。当年

度の純損失、未処理欠損金も同額であります。

13ページは、剩余金計算書でございます。なお、本年度から、剩余金計算書と次のページの欠損金処理計算書の様式が変更になっておりますが、これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公営企業法の一部が改正され、これにより同法施行令及び施行規則の一部が改正されたことによる様式の変更でございます。

剩余金のうち、資本剩余金は、出資金から受贈財産評価額まで、これを合わせた前年度末残高が5億9,508万7,867円でございましたが、当年度、30万2,257円の増によりまして、年度末の残高は5億9,539万124円となりました。

利益剩余金については、減債積立金と建設改良積立金、未処理欠損金を合わせた前年度末残高が1億1,659万9,887円でしたが、当年度の純損失2,693万3,763円より、年度末残高は8,996万6,124円となりました。

14ページをお開き願います。

欠損金処理計算書（案）でございます。

当年度未処理欠損金2,693万3,763円について、利益剩余金のうち建設改良積立金で補填処理し、翌年度への繰越欠損金をゼロ円とするものでございます。

15ページと16ページは、貸借対照表であります。

15ページ、資産の部では、平成24年3月31日現在の固定資産が21億3,776万1,182円、流動資産が2億954万6,660円で、資産の合計が23億4,730万7,842円でございます。

16ページの、負債と資本についてでございます。負債の合計が503万175円で、すべて流動負債でございます。資本の合計は23億4,227万7,667円で、このうち資本金が16億5,722万1,419円、剰余金が6億8,505万6,248円でございます。負債と資本の合計は23億4,730万7,842円でございます。

17ページは、重要な会計方針の注記であります。

昨年度決算から公営企業である水道事業会計の状況をより適切に開示するため、会計書類の作成のために採用している会計処理の基準や、表示方法などの基本的事項を注記としてまとめて記載してございます。

1、固定資産の減価償却の方法は定額法で、償却の開始時期は固定資産を取得した日の属する年度の翌年度からとしてございます。

2、たな卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法であります。

3、資本剰余金の取崩しについては、工事負担金を得て取得した資産の除却に伴い、工事負担金の一部を受贈財産の除却に伴い受贈財産評価額の一部をそれぞれ取り崩しました。

4、消費税等の会計処理基準は、税抜き方法であります。

18ページからは、収益費用明細書でございますが、ここで別紙の認定第8号説明資料、平成23年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支明細書（消費税抜き）、これによりご説明いたします。

まず、収入でございます。

1款水道事業収益は、2億939万8,371円で、前年度に比べ437万2,945円、率で2.0%減収となりました。1項営業収益は2億883万6,980円で、前年度に比べ132万6,305円、率

で0.6%減収となっております。1目給水収益は前年度に比べ一般用で130万2,867円、団体用で42万8,077円、工業用で31万1,600円など、おしなべて減額となり、結果、全体で144万6,305円、率で0.7%減収となりました。

2目受託工事収益は50万4,000円で、前年度に比べて31.3%増、これは給水工事手数料の増でございます。2項営業外収益は、56万1,391円で、前年度に比べ84.4%減となっております。

1目受取利息及び配当金では、37万454円で、前年度に比べ34.1%減でございます。これは、主に貸付利息の減でございます。2目他会計補助金はございません。4目雑収益は19万937円で、前年度に比べ93.7%減でございます。これは配水管等破損補償費118万5,009円、それから退職手当組合精算還付金など、その他雑収益167万3,364円の減でございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用は、2億3,633万2,134円で、前年度に比べ277万7,669円、率で1.2%の増となりました。1項営業費用は2億942万4,206円で、前年度に比べ349万2,087円、1.7%増となっております。1目原水及び浄水費では4,615万4,040円で、前年度に比べ2.8%減であります。主に、委託料50万5,429円の増、手数料が44万6,006円、修繕費が39万6,620円の減、動力費103万3,276円の増、薬品費が192万1,796円の減などであります。2目配水及び給水費では1,047万3,280円で、前年度に比べ11.8%増、主に修繕費134万4,400円の増でございます。4目総係費では5,039万9,050円で、前年度に比べ2.5%増、主に手当58万1,341円、法定福利費53万4,379円の増などであります。5目減価償却費では9,991万9,783円で、前年度に比べ1.7%増であります。主に構築物84万5,077円、機械及び装置63万8,796円の増などでございます。6目資産減耗費では、247万8,053円で、前年度に比べ48.7%増、主にメーター除却92万4,430円の増でございます。

2項営業外費用は、2,690万7,928円で、前年度に比べ71万4,418円、2.6%減となりました。これは1目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息の減でございます。3目消費税及び地方消費税、4目雑支出、ともにございません。

3項特別損失もございませんでした。

以上、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純損失は2,693万3,763円で、前年度に比べると36.1%の増となっております。

ここで、決算書の21ページにお戻りいただきたいと思います。

固定資産明細書でございます。

(1) 有形固定資産明細書、(2) 無形固定資産明細書、ともに記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

22ページから23ページにわたり、企業債明細書でございます。これも記載のとおりであります。説明は省略させていただきます。

以上が平成23年度厚岸町水道事業会計決算書の内容でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願ひいたします

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、認定第9号 平成23年度厚岸町病院事業会計決算について、その内容をご説明申し上げます。

決算書、1ページをお開きください。平成23年度厚岸町病院事業報告書から説明させていただきます。

1として、概況。（1）は総括事項です。

本年度は、基本となる医師体制を常勤5名で年間を通じ維持することができたことで、町立病院が担う医療の役割を継続して提供することができました。

また、課題の病床利用の検討は、平成20年度策定の町立厚岸病院改革プランを改定し、町立病院の現状や課題などを再度、見直した上で今後も予想される医療制度、医療費抑制策と医師不足、人口減少などによる患者減少と高齢化の進展を見据え、年度末で医療療養病床を廃止し、病床数を削減して介護老人保健施設へ転換を図っております。

各科の診療体制では、北海道関係大学及び医療関係機関からの支援を受けて、4月当初から内科3名、外科1名、小児科1名の常勤5名体制で診療開始となり、予約診療の全面再開と定期検査の円滑な受診ができました。

その結果として、診療報酬の面でも昨年度比較で入院、外来ともに医業収益の増収、回復となり、財政負担の軽減につながったところです。しかし、医師確保は依然として非常に厳しい現状にあります。引き続き、常勤医師招聘を最重要課題として取り組みを進めます。

また、子育てや安心できる生活基盤を支えるには24時間の救急医療の役割は大きく、本年度も札幌医科大学及び北海道大学医学部などから医師派遣を受けて、休日、夜間の初期救急の体制に努め、同時に常勤医師の負担軽減も図りました。なお、緊急性の高い治療や高度な治療を要する患者は専門医や設備の充実した釧路市内の2次医療機関と連携し、患者紹介と救急搬送を図ることができました。

さらに、これまでどおり整形外科を釧路赤十字病院から週1回、脳神経外科を釧路労災病院から隔週1回の支援で定期診療したほか、東京北社会保険病院の支援で消化器検査診療を継続できたところであります。

続いて、アは患者数、イは収益的収支の概要についてであります、内容につきましては後ほどご説明させていただきます。

次に、ウの資本的収支です。収入では一般会計補助金で、1億933万8,844円、特定防衛施設周辺整備補助金で1,807万1,000円、車両保険金で129万9,900円の合計1億2,870万9,744円となりました。支出では、企業債償還金で1億515万274円、建設改良費で2,243万7,591円となりました。これは、電話設備、ナースコール設備の更新であり、合計1億2,758万7,865円となったところであります。

続いて2ページです。

（2）は決算、予算の議会議決事項です。

（3）は行政官庁認可事項では、医療器械整備などに関する補助金の認可関係で、それぞれ記載のとおりであります。

（4）は職員に関する事項についてです。正職員数で年度途中での職種ごとの増減がありますが、本年度末では64人で前年度と同数であります。なお、嘱託職員で2名の減、臨時職員で1名の減となっております。職種別の詳細は、記載のとおりであります。

3ページは、2の工事。

(1) では資産取得の概況であります。医療器械及び公用車の更新となっております。

(2) の建設改良工事の概況では、電話設備、ナースコール設備の更新を行っております。内容については、記載のとおりであります。

次に、3、業務の(1)業務量です。患者数については、前年度比較で、入院患者数では、延べ1万6,803人で前年比75人減、一日平均で0.3人減で、外科の減少によるものであります。外来患者数では延べ5万2,331人、前年比550人増、1日平均で、1.4人の増となっております。これは、小児科の増となってございます。

次に、病床利用状況であります。一般病床55.8%で1.6ポイント増、療養病床では45.8%で3.8ポイント減となりました。全体では、52.2%で、0.3ポイントの減となったところであります。

続いて、4ページから5ページは、事業収入と事業費用の損益計算書の項目ごとに前年度との比較となっております。

続いて、6ページ。4の会計では、(1)企業債の概況、(2)では一時借入金の概況、(3)では議会の議決を経なければ流用することのできない経費の内容内訳であります。それぞれ記載のとおりです。

以上が事業報告書となります。

7ページからは平成23年度厚岸町病院事業決算報告書となります。

まず、収益的収入及び支出から説明を申し上げます。

収入でありますが、1款病院事業収益では、予算12億7,698万3,000円に対し、決算では12億6,505万9,141円となり、予算に対し1,192万3,859円、0.9%の減となっております。これは1項医業収益、予算8億126万円に対し、決算では8億1,599万6,300円となり、予算に対し1,473万6,300円、1.8%の増となったものであります。2項では医業外収益、予算4億7,572万3,000円に対し、決算では4億4,906万2,841円となり、予算に対し2,666万159円、5.6%の減となったものであります。

次に支出でありますが、1款病院事業費用では、予算13億117万6,000円に対し、決算では12億8,239万3,113円の執行で、1,878万2,887円、1.4%の不用額となっています。これは1項医業費用で、予算12億1,591万7,000円に対し、決算では12億382万4,887円の執行で、1,209万2,113円、1.0%の不用額であります。2項医業外費用では、予算8,495万9,000円に対し、決算では7,856万8,226円の執行で、639万774円、7.5%の不用額となっております。3項予備費では、予算30万円に対し、支出がなく全額不用額となったものであります。

8ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、1款資本的収入、予算1億2,876万4,000円に対し、決算では1億2,870万9,744円で、予算に対し5万4,256円の減であります。内訳として、1項補助金で予算1億2,741万4,000円に対し、決算で1億2,740万9,844円で、4,156円の減であります。内訳は、一般会計補助金及び防衛施設周辺整備調整交付金がその内訳となっております。

2項保険金では、予算135万円に対し、決算で129万9,900円で、5万100円の減であります。

次に、支出であります。

1款資本的支出では、予算1億2,876万4,000円に対し、決算では、1億2,870万9,744円で、5万4,256円の不用額となっております。内訳では、1項建設改良費、予算2,361万3,000円に対し、決算では2,355万9,470円、5万3,530円の不用額、2項では企業債償還金、予算1億515万1,000円に対し、決算では1億515万274円で、726円の不用額となったところです。

(3) たな卸資産購入限度額では、予定限度額1億7,701万9,000円に対し、執行額は1億5,673万2,327円となりました。これに伴う仮払消費税は746万3,384円となったところです。

9ページは、平成23年度厚岸町病院事業損益計算書であります。収益から費用を差し引いた額、下の段から3行目、本年度は当年度純利益として2,341万4,151円の計上となつたところです。

次ページをお開き願います。

10ページは、平成23年度厚岸町病院事業剰余金計算書、11ページは平成23年度厚岸町病院事業欠損金処理計算書であります。それぞれ書式が改正となっております。先ほども水道課長より説明がありました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律などにより、書式が改められた内容となっております。これは、資本制度の見直しとなったものですが、昨年度までの内容と大きな差異はなく、表形式に改められた内容となっております。町立病院における平成23年度の処分額等については、発生がありません。詳細内容や考え方などは水道事業会計と同様でありますで、説明は省略させていただきます。

平成23年度末の累積欠損金は11ページの欠損金処理計算書で、9億4,529万8,878円となって、次年度へ繰り越すものでございます。

続いて、12ページをお開きください。

12ページから続く13ページは、平成23年度厚岸町病院事業貸借対照表であります。平成24年3月31日現在の財産状況を示すものであります。内容につきましては、記載のとおりであります。

続いて、14ページには、会計の処理方法について、1、固定資産の減価償却方法、以下5項目について病院事業会計における処理方法を記載することで、積算根拠を示した内容となっております。前年度と同様の取り扱いとなってございます。変更はございません。

15ページからの収益費用明細書につきましては、別に配付させていただいております認定第9号説明資料平成23年度厚岸町病院事業会計決算にかかる収益的收支説明書（消費税抜き）により説明をさせていただきます。

款、項、目により説明をさせていただきます。

まず、収入であります。

1款、1項、1目入院収益では3億6,301万6,086円の決算額で、前年度対比13.2%の増となっております。患者数で75人の減となりましたが、1人1日当たりの金額で2,599円の増となったもので、これは平均在院日数が縮小したこと、入院基本料が13対1から10対1にワンランク引き上がったため、単価増となったものであります。2目外来収

益では3億9,211万8,504円で、前年度対比1.7%の増、内訳で患者数では550人増、1人1日当たりの金額では46円の増となったことが要因であります。3目その他医業収益では5,795万6,255円で、前年度対比30.5%の増、室料差額収益の増、予防接種など、公衆衛生活動収益が主な増収の要因であります。

次に、2項医業外収益の1目受取利息及び配当金では、2万845円で、前年度対比42.5%の減、2目患者外給食収益では169万105円で、前年度対比5.9%の減、職員など給食数減によるものであります。3目その他医業外収益では1,671万4,359円で、前年度対比31.8%の減、主に退職手当組合精算還付が今年度はありませんでしたので、減少となったところです。4目他会計補助金では4億2,989万3,156円で、1億320万8,073円、前年度対比19.4%の減です。内容ですが補助項目の組みかえを含め減少となった主なものは、不採算地区病院運営費補助、僻地医療確保対策費補助であります。5目雑収益では217円、消費税計算の過程における1,000円未満の端数処理による数値の計上であります。6目道補助金では38万9,000円であります。院内保育所運営等補助金であります。昨年度の単年度で補助がありました新型インフルエンザ関係の補助金分が減少となっております。

次に支出であります。

1款、1項、1目給与費では7億9,111万4,760円で、前年度対比0.5%の増、前年度に比較して不補充となっていた医師1名の確保、リハビリ技師の増、法定福利費は掛け金率の引き上げなどが増額の要因で、減少となった要因は常勤医師が確保されたことで、出張医の関係の臨時賃金が減少したことによるものです。2目材料費では1億3,794万8,798円で、前年度対比11.3%の増で、予防接種ワクチンなどの薬剤費増が主な内容です。3目経費では2億1,990万9,973円で、前年度対比2.7%の減であります。減少となった主なものは、出張医など旅費で約455万円、施設や医療機械の修繕費で約148万円の減、医療機器借り上げ料の減少で、使用料43万円の減、出張医負担金で約440万円の減少が主な内容であります。その他の増減内訳は、記載のとおりでございます。4目減価償却費では、5,027万9,940円で、前年度対比6.6%の減、5目資産減耗費では156万1,700円で、前年度対比41.0%の減、6目研究研修費では231万1,041円で、前年度対比20.9%の増で、これは新規採用者の研修に伴う旅費交通費と参加費用などの研修雑費が増加内容であります。

次に、2項に移ります。1目支払利息及び企業債取扱諸費では、6,810万4,421円で、前年度対比5.6%の減であります。内容は記載のとおりです。2目医療技術員確保対策費では40万5,501円で、前年度対比45.4%の増で、医師確保業務にかかる旅費の増であります。3目雑損費では934万8,544円で、前年度対比39.8%の減であり、4条控除対象外消費税ほか雑損費の減少であります。4目繰延勘定償却では432万8,000円で、前年度同額であります。3項1目予備費の支出はございませんでした。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

決算書にお戻りください。19ページをお開きください。

19ページは、固定資産明細書、20ページでは、企業債明細書であります。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、年度末における未収金の状況について、別に配付の認定第9号補足資料平成23年度厚岸町病院事業会計決算にかかる未収金内訳を配付させていただいておりますので、

ご参照ください。

以上、大変雑駁な説明であります、認定第9号平成23年度厚岸町病院事業会計決算書の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員）　ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

●監査委員（今村監査委員）　ただいま上程されました平成23年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、決算審査の概要を申し上げます。

まず、最初に、平成23年度一般会計並びに各特別会計の決算状況について、千円単位で申し上げますと、総額では、歳入が140億5,241万7,000円、歳出は134億5,115万円となり、歳入歳出差引6億126万6,000円の収入増の決算となっております。各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長から報告があったとおりの内容であります。

次に、決算審査の中で今後特に努力を望みたい事項について申し上げたいと存じます。

まず、歳入関係についてであります、一般会計における自主財源の根幹をなす町税については、収納率のアップとあわせ、決算額が予算額を上回り、約1,766万円の増収となり、収納努力が見られます。また、税収と税外収入を合わせた収入未済額は、繰越事業にかかる未収入充当財源を除き1億6,502万5,000円となり、前年度より約507万円減少しております。しかし、補助金など依存財源の減少が危惧される厳しい状況のもと、自主財源である町税等の確保は大変重要なことであるので、引き続き収入未済額の解消については、負担の公平を期する上からも、さらに一層、納入意識の啓蒙を図り、個々の滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、自主財源の増収確保への努力を望むものであります。

次に、歳出関係ですが、一般会計における不用額は2億7,0513万8,000円で、昨年と比べ約1億3,008万円と倍増し、予算減額に対する割合も2.7%と高くなっています。また特別会計に対する操出金の多額な不用額も見受けられます。予算の効率的な執行を図るためにも、今後とも一層の努力を望みたいと思います。

その他、細部の点につきましては、お手元に配付しました決算審査意見書をごらんいただきたいと存じますが、地方自治法の規定により、町長から審査に付された平成23年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に示された計数については、誤りがないものと認められたところであります。

国も地方も行財政は数多くの不安要素を抱えており、当町の財政運営も依然厳しい状況が続いているが、第3次財政運営基本方針に基づいて、さらに一層の効果的かつ効率的な行財政運営を心がけるよう希望するものであります。

次に、平成23年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計について申し上げます。

なお、金額は消費税込みの額であります。

初めに、水道事業会計から申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります、収入では、2億1,984万487円に対し、

支出は2億4,079万9,659円となり、差し引き2,095万9,172円が当年度の純欠損となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でありますと、収入の6,337万4,900円に対し、支出は1億9,190万2,850円となり、差し引き1億2,852万7,950円の不足する額については、過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金に加え、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てん処理をしています。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出でありますと、収入では12億6,505万9,141円に対しまして支出は12億8,239万3,113円となり、差し引き1,733万3,972円が当年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でありますと、収入の1億2,870万9,744円に対し、支出は同額の1億2,870万9,744円で決算を了しております。

以上、平成23年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について、その概要を申し述べましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました平成23年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算にかかる各諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、また、表示された計数についても誤りがないものと認められました。

なお、水道事業については、4年連続して欠損金処理を余儀なくされ、事業経営は大変、厳しさを増していることから、水道事業経営審議会の答申を受け、昨年、町議会第4回定期会において給水条例等の一部を改正する条例が可決され、平成24年4月から水道料金が引き上げされております。

このため、経常収支は改善されると思われますが、今後とも水道事業の健全経営に向け、一層の努力が必要であります。さらに、老朽化した施設の更新や機器設備の改修、災害に強い施設整備の検討など、水の安定供給と効率的な事業運営に一層の努力を期待するものであります。

また、病院事業については、常勤5名の医師体制が充足され、円滑な事業運営が行われ、医業収益のうち、入院と外来については増収が図られましたが、一般会計からの補助金、減額等の事情により経常収支においては、税抜きで2,341万4,000円の収入不足となり、平成18年度以降続いた黒字決算が赤字に転じています。

未処理欠損金も9億4,000万円の残高を有しており、今後も引き続き健全な病院経営に向けて関係者の一層の努力を望みたいと思います。また、町民が安心して医療を受けられるよう、他の医療機関との連携を継続し、診療体制の内容の充実を図り、町民の命と健康を守る公的病院として事業運営に鋭意努力されることを期待いたしまして、口頭報告といたします。

以上です。

●議長（音喜多議員） 本9件の審査方法についてお諮りいたします。

本9件の審査方法については、議長及び議会選出監査委員を除く11名の委員をもって構成する平成22年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11名の委員をもつて構成する平成23年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時18分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第7、報告第8号 平成23年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第8号 平成23年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成23年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

議案書、11ページをお開き願います。

平成23年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率につきましては、実質赤字比率は黒字でありますので、比率なしでございます。

連結実質比率、同じく黒字でありますので、比率なしでございます。実質公債費比率13.8%、将来負担比率134.2%でございます。

厚岸町に適用される早期健全化基準比率は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、平成23年度厚岸町公営企業会計における資金不足比率であります。

水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、いずれの会計も資金不足なしでありますので、比率なしでございます。

厚岸町に適用される経営健全化基準比率は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきまして、お手元に配付しております報告第8号説明資料によりご

説明させていただきます。

初めに、実質赤字比率であります。この比率は、その市町村の基本会計である一般会計の収支が赤字なのか、黒字なのかを見るための指標であります。

赤字のときには、赤字額を標準財政規模と比べて、赤字の大きさをあらわすこととされております。表の上段右側太枠で網かけしているところでございますが、比率はマイナス、いわゆる三角表示であります。この表記につきましては、実質赤字比率であることから、赤字ではなく、黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので比率なしとなります。その下に前年度の比率を表記しておりますが、引き続き黒字を維持してございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。この比率はすべての会計の収支、いわゆる黒字、赤字を足し合わせて、その市町村のトータルの会計収支が赤字なのか黒字なのかを見るための指標であります。赤字のときには赤字額を標準財政規模と比べて、赤字の大きさをあらわすこととされております。

厚岸町の一般会計と公営企業会計以外の特別会計の実質収支額と、公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計と、法が適用される公営企業会計の資金不足、剩余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。表の右下、下段のとおりマイナス15.43%であります。この表記につきましても赤字ではなく、黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は赤字でありますので、比率なしとなります。その下に前年度の比率を表記しておりますが、引き続き黒字を維持してございます。

次に、2ページをごらんください。

実質公債費比率でございます。この比率は、その年度の歳出の中で借金の返済額に充てた額がどの程度であったのかを見る指標であります。一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計等公営企業会計の公債費のうち、一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合を過去3カ年の平均値で表記いたします。資料には各項目ごとの金額を記載し、右下段に計算式を記載してございます。表の右中央に記載のとおり、今年度の比率は13.8%で、前年度との比較では0.2ポイント減少しております。

3ページをごらんください。

将来負担比率でございます。この比率は、一般会計が、今後、将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものでございます。資料には各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載してございます。表の右下段に記載のとおり、本年度の比率は134.2%で、前年度との比較では8.3ポイント減少しております。

4ページをお開きください。資金不足比率でございます。

この比率は、公営企業会計ごとに資金不足額があるのか、ないのかを見るための指標であります。資金不足額があるときには、事業規模に対する割合で、その大きさをあらわすこととされております。この比率の対象となる会計につきましては、記載のとおり、4会計となっております。

水道事業会計は、マイナス98.2%。このマイナス表記は資金不足額ではなく、資金剩余额の割合であります。

次に、病院事業会計は0.0%。前年度に引き続き資金不足額がないことから、同基準の

資金不足比率がゼロとなりました。

次に、簡易水道事業及び下水道事業会計であります、収支ゼロのため、比率はゼロ%であります。

四つの会計とも資金不足額がないことから、公表する場合は比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第8号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

●監査委員（今村監査委員） ただいま議題となりました、報告第8号 平成23年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し上げます。

審査した結果については、お手元に配付した別紙意見書のとおりであります、一般会計における健全化判断比率として示された4項目とも、早期健全化基準以下となっており、また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計における資金不足比率についても同様に、基準内におさまり、良好な財政運営がなされているものと思います。さらに、次年度以降においても、財政健全化の方針に沿った堅実な財政運営が行われることを期待するものであります。

特に、病院事業会計は、資金不足の状態を脱して2年を経過したところですが、今後とも、経営健全化への努力を望むものであります。なお、標準財政規模の数値については、交付税の減額等により変動すれば比率が上がってくるというようなおそれも出てくるので、その動向には十分配慮する必要があると考えます。

財政健全化法第3条第1項の規定に基づいて、町長から審査に付されました健全化比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われており、誤りがないものと認められたことを申し上げ、口頭報告といたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 ただいま説明をいただいたのですけれども、実質赤字比率、これが対前年比マイナス1.72%の改善ということですね。

それから、連結実質赤字比率も0.28%の改善、さらには実質公債比率も将来負担比率もそれぞれ昨年よりも改善がなされていると、これはそれぞれ町長初め、職員の皆さん、経費の削減が財務の健全化に努めてきた結果だと私は評価をさせていただくわけでございますが、数字は数字として、これは少なくとも国の法律にのっとってある一定基準に基づいてされているものだと思うのです。

例えば、このほかに財政調整基金や備考資金など、ある程度のこの数字にあわられないものもあると思うのです。詳しいことはまた別の機会に聞かせていただく。大枠、それらのものはどのような状況になっているか、これらも含めて、この数字に記されない

部分もあると思うのです、若干、そういうものも前年と同じような推移をしているのか、その辺についてまずお考えというか、実態をできる範囲で教えていただければなと思いますし、それから、やはり財務の健全化に向けてはやはりオール厚岸町、職員全体がこの健全化に向けてこのような数字も含めて財政について私はしっかりと課長、管理職はもちろんでございますが、ある程度、職員の皆さんにもきちっと理解をしていただくべきだと思いますが、これらに向けて町としてどのような機会に、どういう方法で取り組まれているのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

済みません、詳しい数字でなくてもいいのです。大体、同等程度で推移しているとか、そのくらいの話でもよろしいですから。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 23年度の決算における基金、それから備考資金の積立金の状況というご質問と承りました。

23年度の財政調整基金など、いわゆる積立基金ですね、その動向につきましては23年度の末と比較しますと、増額ということになってございます。金額でございますけれども、約1億7,800万円ほどの積み立て増、残額増という状況でございます。

それから、備考資金組合の関係でございますが、普通納付につきましては毎年、定額ということで500万円を積み立ててございます。それにいわゆる配分金というのは自動的に積み重なる状況になっておりますので、500万円とプラス配分金分ということで、大体、560万円ほど普通納付は増加になっております。

それから、超過納付のほうでございますけれども、23年度の歳出において1億円の積み立てをさせていただいております。プラス、配分金額が約230万円ほど来てございますので、合わせて1億230万円ほどの増額ということで、現在額は4億230万円、端数は切らせていただきますけれども、ということでいずれも増加状況にあるということでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） このような状況を職員にどの地点で、どのような方法でお伝えしているかということでございます。

まず、新年度予算の執行方針というものを毎年度、11月の初旬です、早ければ11月の初旬前後に出来ます。そのときに、決算及びそれからある程度の翌年度どのような状況で想定すべきかということです。職員に、いわゆる課長会議で図って職員に周知するということで、編成方針の中でその部分をお伝えしていくということでございます。

それから、新年度、今度は予算可決された後に、今度は予算執行方針というのを出しますので、そのときにも職員にはそのような状況をご説明申し上げております。

それから、現在は、第3次の財政運営基本方針の中で進めておりますけれども、その方針の状況の中でもどのような推移になるかということは随時という形にはなりますけ

れども、ご説明しているところでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

(なし)

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第8、報告第9号 継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、報告第9号 継続費精算報告書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開き願います。

平成22年度厚岸町一般会計予算において、設定いたしました継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成23年度に終了した継続費の精算について、別紙、継続費精算報告書のとおり報告させていただくものでございます。

13ページをお開きください。平成23年度厚岸町継続費精算報告書一般会計でございます。

学校給食センター建設事業につきまして、平成22年度分、実績額は表の中央でございますが、3,876万544円で、平成23年度分は5億1,959万2,509円、計5億5,835万3,053円で、全体計画と比較し、33万9,947円少ない精算額となりました。

財源につきまして、国庫補助金が250万500円多い交付となり、その分、地方債の発行額が290万円の減となり、一般財源が5万9,553円の増となってございます。

以上で、報告第9号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 一つお願いがあるのですけれども、非常に見るのが大変なのです、これ。縮小して、皆さん、目がいいから素直に見えるのかもしれないのですけれども、何か今後、改善できないのかどうかということのお願いをいただきたいというふうに思います。

それで、今回、この給食センターの精算報告なのですけれども、結果的には地方債も減らすことができて、最終的な決算というか、そういう見通しになったというふうに考えていいですか。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご提案申し上げた報告書の書式につきましては、法の規則に基づいて作成したものではございますが、今後、より皆様が見やすいような工夫をした上で、提案の努力をさせていただきたいと存じます。

それから、地方債と補助金の関係でございますが、ご質問者おっしゃられたとおりでございます。補助金の交付が多く来たということで、その補助金の残分で起債を計算することになりますので、補助金が増えたら起債は減るということで、結果的にはそのほうが国から補助金でいただいたほうが財政運営上は有利なわけでございますから、その方向性で決算をすることができたということでございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほかございませんか。

(なし)

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第9、これより、一般質問を行います。

質問は、厚岸町議会会議運用内規61の規定により、通告順によって行っていただきます。

初めに、12番、室崎議員の一般質問を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 さきに一般質問通告書によりまして、通告いたしました内容についてご質問をいたします。

まず、1番目は食育についてであります。

（1）食育の重要性について厚岸町はどのような見解を有しているか、ご説明をいただきたい。

（2）食育の推進について、国、道から厚岸町はどのような働きかけを受けているかご説明をいただきたい。

（3）その食育の推進について厚岸町ではどのような施策を進め、どのような効果を上げているか、これについてご説明をいただきたいわけであります。

次に、質問事項の2といたしまして、消費税率の引き上げに伴う下水道会計への影響についてということで、特定収入にかかる消費税につき、借入時より償還時で税率が増加した場合、加重納付となり、その分、町民に負担を強いることになる、還付額よりも徴収額が税率が上がったことによって増えてしまう。現在の仕組みではそうなっていると伺っておりますが、その仕組みと町の見解をご説明いただきたいわけであります。

以上、一般質問の第1回目の質問とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の食育について、初めに「食育の重要性について厚岸町はどのような見解を有しているのか」についてであります。多様化した現代社会の中で、子供たちが豊かに育つためには、一生を健康で過ごすための基本となる食生活を正しく身に付けさせることが重要と考えております。

このことから、「野菜を育てる」、「食べ物の働きを知る」、「調理する」など、食育の実践は、この土地の気候や風土によって育まれてきた食材や食べ方、入手できる食べ物で食事を整える、また、暮らしの中での知恵や活動の食生活を大切にして、食事の大切さを知り、それらを広め伝えていくことで、健康の確保、については生産者の努力が報われ、食料生産基地としての発展につながるものであります。

次に、食育の推進について、国、道から厚岸町はどのような働きかけを受けているのかについてでありますが、国においては、平成17年に「食育基本法」を制定し、地方公共団体は基本理念にのっとり、食育の推進に関して国との連携を図りつつ、その地方公共団体の特性を生かした自主的な施策を策定し及び実施する責務を有するものとしております。

平成20年には、内閣府食育推進室から「地域の特性を生かした市町村教育推進計画づくりのすすめ」が発行され、地方公共団体への事業推進のための参考に供されております。

道においては、平成23年に食育推進計画等に関する調査を実施し、平成24年には市町村における食育の推進体制に関する調査を実施しております。なお、国及び道においては、道内において地域ブロック単位での説明会を開催するといった積極的な働きかけは行われていない状況であります。

次に、「食育の推進について、厚岸町ではどのような施策を進め、どのような効果を上げているか」についてでありますが、厚岸町における取り組みとしては、保健福祉課での「親と子の料理教室」、「厚岸町いきいきふれあい食と健康まつり」の開催、児童館での「芋掘りやアイスクリームづくり」の実施、認可保育所での「食育年間計画」の作成、「給食だより」の発行、「世代間交流事業」の実施、へき地保育所での「食育年間計画」の作成、「食育だより」の発行、「給食食材安全健康会議」の開催のほか、厚岸町食生活改善協議会が実施する親と子の食育教室の支援などを行っております。

事業効果については、細かな分析は行っていませんが、毎年実施している認可保育所における給食アンケートでは、朝食の摂取率で毎日食べると回答された方が、平成17年の90.98%から、平成23年には94.2%へ上昇しておりますし、子供たちも楽しく給食を食べていると聞いております。

また、世代間交流事業では、お年寄りとの触れ合いから、食に触れることがお年寄りと子供たち双方の楽しみとして定着し、児童館での食に関する行事も好評で、参加者も多く、多方面で食育により影響が見られるようになってきております。

学校教育における食育について、教育長から答弁があります。

続いて、2点目の消費税率の引き上げに伴う下水道会計への影響について、「特定収入にかかる消費税につき、借入時より償還時で税率が増加している場合、加重納付となり、その分、町民に負担を強いることになる、この仕組みと町の見解を問う」についてであります。消費税は売り上げ税にかかる消費税から、仕入れにかかる消費税を差し引いた額が納税額になります。売り上げにかかる消費税額が多ければ納税し、仕入れにかかる消費税額が多ければ還付となる仕組みです。

下水道事業計画では、下水道使用料などの収入にかかる消費税額から工事請負費や維持管理費などの支出にかかる消費税額を差し引いた額が納税額となります。設備投資などのために企業債を借り入れ、その償還に一般会計からの補助金や繰入金などの特定収入を充てた場合は、特定収入にかかる消費税額は仕入れにかかる消費税額から除外する調整が行われることになっております。つまり、この分、課税されることになります。

しかし、現行税制では、繰入金等の特定収入にかかる仕入れ控除税額の計算は、繰り入れの原因となった起債借り入れ時の税率にかかわらず、償還時の税率によって計算をすることされているため、税率が3%の時期に起債した借入金を税率が5%になった平成9年度以降に償還した場合は、質問者が言われるとおり、起債時は3%の仕入れ税控除しか受けていないのに、償還時は5%の税負担となる不合理が生じることになり、今後、消費税率の引き上げが行われた場合は、この不合理はさらに拡大し、税負担が増大することになります。

下水道事業は、課税事業者となったのが平成13年度からで、消費税率は5%になっておりましたので、税率の違いによる影響は現時点ではありませんが、今後、税率が8%、10%と引き上げられると、建設投資規模が大きく、その財源の多くを企業債に頼っているため、影響は多額になります。

平成22年度までに借り入れた起債の残額で試算すると、税率が変わるとされる平成26年度から償還が終わる52年度までの27年間で、約5,200万円多く課税されることになります。この税率の違いによる負担分について、直接町民の皆さんに求めるのではありませんが、町の負担が増大するということは、その分、税金や使用料収入などを費やすことになるわけで、結果的には町民の皆さんの負担につながる看過できない問題だと考えております。

この問題は、平成9年の消費税率改定の際、消費税法施行令の附則第15条で新しい税率は改正法適用の日の平成9年4月1日以降に受け入れる特定収入について適用し、適用日前に受け入れた特定収入については、なお従前の例によるとされたことにより生じたもので、当町においては平成13年に消費税の還付金を受け損ねた問題を契機に、消費税計算と申告を町内の税理士事務所に依頼した際、この不合理に気づいたものであります。

以後、この問題は、厚岸町だけでなく、多くの市町村に及ぶ全国的な問題として、町では北海道町村会に税理士事務所では北海道税理士会にそれぞれ問題提起し、起債の償還に当たられた古い基金等の特定収入にかかる消費税額を計算する際の税率は、当該借入金等による課税仕入れ等が行われたときの税率を適用するよう、現行制度の是正を

求めてまいりましたが、残念ながら今までその実現には至っておりません。

しかし、消費税率が平成26年に8%、27年に10%に引き上げられる関連法案が成立し、私どもが問題視している事態がまさに拡大されようとしておりますので、引き続き税理士会などと連携し、制度の是正を求めてまいりたいと考えております。

なお、本年度も町では平成25年度の使用懸案事項として、北海道町村会に、また北海道地方下水道協会を通して、日本下水道協会にそれぞれ提案しているほか、北海道税理士会からは本件を盛り込んだ平成25年度の税制改正に関する意見書を札幌国税局に提出していただいております。

このうち、日本下水道協会では、6月22日の定期総会において、本件を含めた平成25年度下水道関係予算の確保に向けた提案を決議し、同日、民主党の企業団体対策委員長に提出したとの報告をいただいていたところであります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 教育委員会からは、学校教育における食育についてお答えさせていただきます。

まず、食育の重要性につきましては、町長からお答えしたとおり、教育関係機関においても、同じくその重要性について認識しているところであります。

国及び道からの食育基本法に基づく食育推進計画における取り組みの推進を受け、教育行政執行方針に位置づけるとともに、その推進を図っているところであります。

また、文部科学省及び北海道教育委員会からは、毎年6月の食育月間において、食育の取り組み、推進について通知があり、内容について学校に通知し、その推進をお願いしているところであります。さらに、保護者に対しても周知を図っているところであります。

学校における食育につきましては、従前より家庭科、保健体育や特別活動等で取り組まれており、現在の学習指導要領においては教育課程編成の一般方針として示されるとともに、学校経営計画への位置づけも重要とされ、各学校において反映させているところであります。

また、学校における食育推進体制については、食育の中核的な役割を担う栄養教諭が平成17年度から制度化され、早期の配置が求められるものの、その方向性としては現在、給食センターに配置されている学校栄養職員を学校教諭へ移行して、学校における食育の推進を図るとされています。

しかし、厚岸町のように、学校給食センターに1名の学校栄養職員の場合、現状の給食業務を優先して考えると、栄養教諭への移行は難しい状況でありますが、現在は養護教諭などと連携して推進しているところであります。

さらには、学校からの要請で学校に出向き対応したり、給食だよりにより児童生徒はもちろん、保護者に対しても食育に関する情報提供を行っております

現在、学校においては学校給食指導を中心に食育に関する授業が取り組まれていますが、食育基本法にもあります農林漁業団体との連携した事業も継続しておりますし、地

場産物を使用することが食材を通じて地域の自然や文化、産業に関する理解を深め、生産者や食への感謝の念を育む上で重要であるとともに、地産地消を推進する上でも有効であると考え、当町においてはカキ、アサリ、サンマ、昆布、ジャガイモ、大根などを利用しており、今後も地場産物の利用に取り組んでいきたいと考えております。

新しい学校給食センターでは、食育の推進の場として作業状況を見ることができ、試食もできる研修室を設け、現在まで児童生徒や先生方、地域や各種団体などの利用をいただき、センターの栄養職員から食に関するお話をさせていただいております。

稼働から8ヵ月経過し、センターの作業状況も安定したこともあり、今後は、保護者も含め、その利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

食育の効果という点では、その検証は難しい状況ですが、食育の問題点として言われております栄養の偏り、食習慣の乱れの原因ともなる朝食の欠食については、毎年度実施しております全国学力学習状況調査での生活環境や学習環境等に関する調査では厚岸町の朝食接種率状況は、小学生は平成20年度、79.1%で、全道平均よりマイナス5.5%であったものが、昨年度においては85.2%で、マイナス0.6ポイント。中学生では、同じく78.8%で、マイナス0.8%だったものが、83.7%、プラス4ポイントと改善傾向が見られております。

また、同じ調査における家の人と普段、夕食と一緒に食べていますかの項目でも、昨年度は小学校85.2%および中学校83.7%と、全道平均を上回っている状況となっております。

しかし、いずれも十分とは言えず、さらなる学校における児童生徒に対する指導はもちろん、保護者の理解を深めていただくことが必要と考えているところです。

今後も学校における食に関する指導の全体計画の改善、充実を図るとともに、いろいろな取り組みを通じて学校、家庭、地域が連携した食育の推進にしてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

●議長（音喜多議員） 2回目の質問を13時といたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

12番、室崎議員の2回目の質問から始めます。

12番。

●室崎議員 今、まず1点目、1問目の食育についてから入りますが、食育についての答弁をいただきまして、平成17年に食育基本法ができたというようなことはちらつと言っていますけれども、こういうものが出てくる背景、何をやってこんなことになったのか、

そしてそのような事態というのは厚岸町にも課題として突きつけられていないのかというような話から入って、食育というもの的重要性についてお話をあるかと思ったら、この程度の話で終わって、しゃれではないですけれどもショックですね。

それで、私のほうからこんなことを言う必要はないと思っていたのだが、少し言わせていただきます。

昭和50年に第1次健康づくり対策というのがありますて、そこでは疾病の早期発見と早期治療を重点にしました。約10年たって、昭和63年に第2次健康づくり対策で疾病の発病予防と健康増進ということが主になりました。第3次健康づくり対策は平成8年から始まるのですが、このときには今まで予期しなかったような事態が日本の中で起き始めていたわけです。それが、今、我々もよく耳にするのですが生活習慣病という言葉なのですが、実は成人病という言葉が使えなくなってしまったのです、このころから。というのは、それまでは成年男子、女子も入れてですが、いわゆるある程度の年齢、成人にならないと出てこない病気が、10歳ぐらいの子供でも起きるようになってきた、高血圧、それから糖尿病、その他もろもろです。そういう事態。

そこへ持ってきて、この高度成長期の終わりころから出てきているのですが、家庭の教育力の著しい減衰が起きてきている。そういうものが、この食というものの乱れになって出てきたわけです。それで何が起きたかというと、まず家庭内ではばらばらに食べる、孤食という問題が出ました。それから、食の外部化率の増大。これはどういうことかというと、外で食べる、家の中で食べない、家で食事を作らない。それで、内食というのは自分の家でもって食事を作って、みんなで食べるようなのをイメージすればいいのですが、外食というのは外食産業という言葉があるように外で食べます、今はそれに中食という概念ができました。これはどういうことかというと、家の中でもって食卓を囲んでいるように見えるのだが、食べているのはカップラーメンだったりする、こういう状況が出てきた。それに伴って、栄養の偏りやいろいろな問題が出てきています。

それから、いわゆる世界のグローバル化というのが始まって、輸入食品がめちゃくちゃに増えだした。これは何を意味するかというと、一つは食の安全を非常に脅かします。食というのは、産地と消費者が近いほど安全ですから。それから、いろいろな具体的にBSEだと、いろいろな問題がぽんぽん出てくる、そこへ持ってきてこういうことによって食料の自給化率がどんどん落ちていく、食料の安全保障という問題につながっていきます。それはまた、食料生産基地である地域の疲弊を招く。

それで、こういう状態では一刻の存立にかかわるというような非常に危機意識を国を持ったわけです。そこで、平成17年に食育基本法というものができました。ここでは、食の大切さというものをいろいろな観点から書いています、今はそんな条文をいちいち読み上げている時間はないですから言いませんけれども。それで、平成18年には食育基本推進計画、これは食育基本法の中で国の義務として書かれておりますが、内閣総理大臣を会長とする食育推進会議というのができて、農水省、厚労省、文科省が三位一体となってこれに取り組むと、もちろん内閣府も入りますけれども、ということになった。

そこで6項目というのを上げられています。大きく言いますと家庭における食育の推進、学校等における食育の推進、地域における食生活の改善並びにその支援、生産者と消費者の交流、農林漁業の適正活性化、それから食文化の継承、この6項目を上げて国

は動き出しているのです。

それで、今、そういうような問題意識を持った答弁には到底、聞こえない。大変失礼だが、こまざらいで、食とか食育とかいう名前のついているものを集めてきて、ちりとりに乗せて出していただいたような感じすらする。

それで、この食育というのは今、言ったように非常に多岐にわたりますから、それを一つ一つ言つていったのではとてもこんな時間では間に合いませんので、この根幹をなすもの二つだけきょうは指摘いたします。

一つは、食育推進計画。これは、食育基本法の18条に市町村食育推進計画というのが載っている。ねばならないではなくて、努力しなければならないということになっていますが、それからこれに関連して33条に市町村食育推進会議、これは条例で設置して、そこでおやりなさいということを書いています。

現在、24年の段階で食育推進計画を作成している市町村が道内で42になりました。道は一生懸命つくれ、つくれと言っていますよね。この近くでは弟子屈町が平成21年かな、それにもう既につくっています。そこではどういうことを書かれているかというと、まずその手本になるものとしては食育推進基本計画というのがまず、食育基本推進計画かな、それは国にあります。食育基本推進計画、それを都道府県が受けてつくっていますよね、北海道は非常にここでは一生懸命なのです。既に、第2次計画になっています。これが「どさんこ食育推進プラン」というのですが、今、弟子屈もそのような流れに乗つて行っている。

そこではどんなことを記載するかというと、まず食育の必要性と町の基本的な理念、それから現状認識と課題の抽出、そして関係者の責務、施策の総合的な方向、そして推進、戦略、そのようなものが記載されていくわけです。

このような基本的な戦略というものが決められない中で、この食育というのを教科書なんか、あるいはネットでも何でもいいのですが、見るというと実に多岐にわたっています。何でも引っ掛かってくる。そういうもので、さあどうしましょうと言っても各課においてできるわけがない、この食育推進計画というのが道の「どさんこ食育推進プラン」では25年度に全市町村においてでき上がっていなければならぬというふうに位置づけられています。厚岸町はこれについて、どのような、現在ないはのは聞いておりますが、準備をしているのでしょうか。まず、その点をお答えいただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私ども保健福祉課の立場としては、これまで北海道からの食育に関する文書等の受け付けの担当窓口されて、そのようにとらえて私どもで文書を周知し、関係課への合意等で町内の連携を図っているところでございます。

なお、総合的な相談窓口と、それから健康づくり、栄養指導等、子育て支援の関係では私どもであるわけなんですけれども、学校、それから学校給食に関しては教育委員会と、それから農林漁業、それから地産地消関係については産業振興課ということで、これまで食育推進計画担当課については、空欄のままで実は北海道への報告をさせていただいたところでございます。

厚岸町では、次世代育成支援行動計画並びに健康づくり計画、そのほかの計画の中では、個々ではありますけれども、食生活や栄養面での一部の食育というとらえ方での展開がありました。これが、現在、直ちに計画づくりを考えますと、議員おっしゃるとおり、壮大な計画となって1課ではなし得ないものと考えております。

現状では、直ちに1課が担当となって、それを計画、策定並びに推進できるかという体制があるかということで、残念ながらまだその体制はないのだろうなというふうに思いまして、北海道からの計画策定の要請等についても、答弁で申し上げましたけれども、強力な推進というまでには実は至っていないのが現状でありますけれども、それこそ考えてみて、25年度まで果たして道の目標に我々厚岸町が参加できるかについては、現在のところまだ未定でという状況でございます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、今、厚岸町の姿勢についてお話をございました。

私は、食育基本法のお話がありましたので、その点で若干、私の考えを申し上げたいと思います。

食育という定義は基本法にございません。そのとおりなのです、幅が広いのです。そういう意味において、これも、もとは議員立法なのです。それによって決定したのです。ということは、食に対する国民、子供等含めてですが、やはり乱れが出ている。人生には、知徳体、知育、体育、德育はあるけれども、この機会に食育というものを規定すべきではないかという議員からのお話等で議員提案があったということでございまして、すなわち食育を生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるということから始まっているのです。

ですから、室崎議員からいろいろとお話がありました。私もそのとおり考えます。しかば、厚岸町でこの基本法に基づいて具体的な行動計画等も行っているのかということについて先ほど担当課長からお話があったとおりでございますので、私からあえて食育基本法の問題が提起されましたので、私の考えを申し上げたわけであります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 食育というものが重要ですかと聞くと、「いやいやそんなもの」という人はいないのです。皆さん大変、重要だとおっしゃる。今、町長の言ったような抽象論がどんどん出てくるのです。

ですけれども、確かに概念の内包するもの、外延というものについては、非常に人によつて違うところがありますけれども、中心部は同じでしょう、今言ったように、まさに知育、德育、体育の規定になる、人の生きるために最も大事なものである、それに乱れが生じている以上、きちんとそれを是正していく国民運動を起こしていくかなければならないという意味では皆同じだと。

ただ、行政としては大事なのです、結構なのです、重要なのですという話だけで終わつたのでは、何の意味もない。具体的に、それを政策の中でどのように実現していくかと

ということです。そのときに、特にこういうような1課1係に絞ることのできないような問題に関してはやはり、基本的な施策をつくって、町としての理念を示して、戦略を示して、それに従って関係各課皆が集まって進めていかなければならないということなのです。

その意味において、今どんどんとその食育基本計画というものが道の呼びかけに応じて各町村でできている中で、厚岸町が準備すらできないというようなことでは、町長の理念が問われる。これはゆゆしき問題だと思う。

その意味で、早急にこの食育基本計画、厚岸町食育基本計画をつくるべく順次、作業に入っていただきたい、そのように思いますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員）　町長。

●町長（若狭町長）　私からお答えさせていただきます。

先ほどお話ありましたとおり、釧路管内においては弟子屈町のみと、これは担当は弟子屈の農林課が担当しております。地産地消を中心とした食育であります。

そういう意味において、厚岸町として今後どうするのか、実は担当課と協議しております。私としては、町長としてはつくるべきと考えていると、しかしながら原課等の考えもあるだろうから、そこは十分に研究して、私の考え等においては承知したはずだから、一つは考えていただきたいということでもう既に指示しております。

それと、先ほど食育の関係でご承知のとおり5年に1回、町民を対象に厚岸町でいろいろと食に関する調査をいたしております。そこで、本日の質問になっております関係の部署だけを若干、私なりにうれしく思うと同時に反対しなければ結果が出ているということを数字をもってお話をさせていただきたいと思うわけであります。

その一つは、朝食を食べるのかという、これはご承知のとおり19歳以上が対象であります。450名抽出いたしましたわけであります。平成23年は84.2%、その5年前は77.3%で、ということはなぜ私关心持ったかというと、特に子供たちなのですが、朝食を食べない子は頭が切れるという言われもあるわけでありますので、私も教育委員会にも現実にどうなっているのか、「早寝、早起き、朝ご飯」ということをスローガンにしながら教育行政が推進されておりますので、この点を心配していたわけであります。

もう一つは、これも団欒です。これも食育の一つであります。家族と一緒に食事をしますかということに対しまして、実は毎日、家族と一緒に食べるというのが低くなっています。これは、厚岸の職業柄もそうなっているのではなかろうかと思っています。平成18年が64.5%になった、ところが5年後の23年は54.2%、それと時々食べるというのも低くなっています。平成18年は17.6%、平成23年からは朝と夕方に分けました、朝については8%、夕方については13.6%、低くなっているわけであります。そういう点について、私も若干、喜びと反省点をこの結果出しているということを考え方を申し上げたわけであります。

●議長（音喜多議員）　12番、室崎議員。

●室崎議員　次に移りますが、教育長の答弁の中でもちょっと出てきていますが、栄養教

諭についてお聞きいたします。

道は、北海道は全国の都道府県の中でも一番というぐらい、この栄養教諭の任用に力を入れていますよね。それで、各県議会の議事録なんかを見てみると北海道ではここまでやっているのではないかというような発言が結構見えるのですよね。それに比べて我が県はと、こういうような言い方になるのだけれども。

それで、そのやり方は道費学校栄養職員も栄養教諭に任用替えをするというやり方ですよね。それで、現在、栄養教諭が未任用の、すなわち任用されていない自治体は北海道180のうち24です。その栄誉ある一つが厚岸町なのですね。

これ、今、聞いていると、任用替えをすると給食センターのほうが手薄になると、学校のほうにとられるから、これは本末転倒ではないですか。もし、食育というものが大事ならば、人的手当をすべきではないですか、人的手当をしないで不足させておいて、任用替えをしたら人がいなくなってしまうから困りますと、これは逆でしょう。その点、どうでしょうか。

それからもう1点、厚岸町では道費栄養職員が任用替えを希望したとしても、任用替えできませんよね、制度的にできなくなっていますよね、その点、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、栄養職員と栄養教諭のお話でございますけれども、そもそもが栄養職員だったわけです、平成17年度以前については。それが栄養職員という制度を設けて、当初においては現在いる栄養職員の中で資格、あるいは講座を受講した者の中で希望する者を栄養教諭というふうにして任用していたというふうな経緯でございますから、その、そもそもの部分からいえば、僕は学校給食の業務が主たるもののが栄養職員であったということには間違いないですし、そのことをもって食育を行うために1名の教員を栄養教員にしていきなさいという部分については、かなり難しい部分、無理な部分も多いのではないかというふうに理解しております。

それともう1点なのですが、実はその栄養教諭の業務の中で何が問題かと、何が隘路になっているかというふうなアンケートがありまして、それを見ると一つには学校現場等のコミュニケーションというか、それについて栄養教諭自身も、まだうまくとれていないというふうなアンケートが実は出ております。

これは何を言っているのかというふうに考えるときに、私自身は現場として栄養職員が栄養教諭になつても、実際に1校に1人いるわけではありません。例えば、給食センターの場合は、2,000人未満1人というふうな対応ですので、ですからその数からいうとすべての学校の食育を見ていく、そしてその中では一つの学校に対してせいぜい1年間に2時間から3時間という範囲の部分しか担えていないというふうな状況があると、これは一つには栄養教諭がすべての食育を担っていくということ自体に何か僕は矛盾があるような気がしているのです。それまでも、家庭科なり、保健体育なり……（発言する者あり）はい、わかりました。

そのような状況の中で私自身は栄養教諭に切りかえるというのは、現段階では難しいというふうに考えているというところでござります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 栄養教諭というものの実態を見ていないのではないかと、そういう批判は国会論議でありました。だから今、それもいろいろな印刷物になって出ているでしょう、何年か前の。

だけども今、24を残してほかの村まで栄養教諭つくっているのです。そして、いろいろな成果挙げているのです、その実態見ていないでしょう。今のような話は。栄養教諭は、栄養職員とやっていること何かあるのだというふうに言う道費栄養職員もいたわけです。そういう人は大体、一生懸命やっている人です。

そうすると、そういう人たちができる限り学校入っているのです。栄養教諭になって学校入らなくも入っているのではないかと言うのです。でも、栄養教諭になったらずっとやりやすくなったと言うのです。それは本務だから。道費栄養職員は学校の中に入つて職務指導をやるのは、これはオプションなのですよね。職務以外のことをやっているわけです。

ですから、それがきちんと職務になって、そして教諭なんです、養護教諭と似ていますよね。学校の年間の計画もきちんと参画して、そして行っているわけです。ただし、1人で行っているわけではありません、他の教員と連携してやっているのです。栄養教諭が設置されていない学校ではどうするかと、これもちゃんと道のほうからは全部、微に入り細をうがった助言が出ています。

そこでは、相談に乗ってもらって、そういう計画の参画から何から全部進めていくのだというようなことが一つ一つ丁寧に書かれていますよ、そういうのを見ていないです。

それから、今、あなたは全然私に答えなかったけれども、教育長が、いやいや道費栄養職員を任用しましようと、任用替えましょうと言っても厚岸町、できないですよ。できない法体制になっているのですよ、それに気がつかないですか。厚岸町立学校管理規則、この中に栄養職員書かれていませんよ。栄養教諭、書かれていないです。

それから、厚岸町学校給食センター管理条例施行規則、ここのことには学校栄養職員を置くとなっているのですよ。籍は学校に移りますから、栄養教諭は。それで、これも既に平成18年に通知が出ているのです。そして、そこでは、このいわゆる学校に関する最初の規則です。これについては栄養教諭を入れてくれと、それから共同調理場に学校栄養職員を置くことができるというふうに改めてもらいたいということを道から通知出しているのですよ、やっていないでしよう。全く、栄養教諭なんていうものは必要ないのだというのが教育委員会の物のやり方ではないですか。

それで、何、栄養教諭なんか置いてもどうにもならないよ、だって2,000人に1人置いて、そんなもの動けるわけないもの、そういうのがあなたの答弁だとしたら、これは道のほうの考えと全然違うということですね。それなら、アンケートが毎年来るから、そのとき明確にそのように厚岸町の考え方を答えてください。恐らく、道はそれをまた「どさんこ食育推進プラン」の資料か何かにしてネットで流すでしょうから。

それで、今、これあれなのですよ、既に24だけになりましたということも公知の事実

として流れているのですよ。そういう中でまた、現実に今、あなたがおっしゃったような状況の中で、似たような状況の中で栄養教諭が入って、そしていろいろな成果を上げている例というものが、いろいろな機会に皆さんに流れているのです、私もそれを幾つか垣間見ました。

そうすると、そこではやはり必要なことというのはあるのですよね、それは何かといつたら学校における食に関する指導のコーディネーターとして、制度面でみんなが活用していくかなければならないわけです。1人でなんかできるわけないですよ。

それで、そのときには食に関する指導をみんなで行うための校内委員会、食育推進委員会というようなものを各校内でつくっていかなければならぬだろう、それからもう一つはこの地域食育推進委員会というようなものもつくっていかなければならぬだろうと、これはもちろん町長部局も絡みますけれども。そしてそういう中に栄養教諭が入って、どんどんと食育というものの認識を新たにしてもらう。それから実際の食育の効果を上げるためのいろいろな施策を行う中心になってもらうのだと、そのように道から出ているのです。

今の話を聞いていると、全然、そういうものと合致しないのですけれども、教育委員会では食育というのはどの程度の重要性をもって考えているのですか。新しい給食センターができるときに、食育という観点から考えた場合には、給食センターは弱いということは私言いましたよね。それに対して、教育委員会では食育は大事だから、これは新しい給食センターのいろいろな機能を利用して、もちろんそれだけではないのだろうが、食育には十分力を入れていくと言っていたのです。だけでも、こうしてみれば栄養教諭一つつくろうとしないのですね。しかもそれが、給食センターのほうが手薄になるかというのが理由であるとすれば、これは大変に後ろ向きな物の考え方で、あのときの話は一体何だったのですかと、あなたたちの言う食育というのは、新しい給食センターでガラス越しに作業しているところを見てもらう程度でいいのですかと、そういうことにならざるを得ない、お答えいただきたい。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 栄養教諭の問題でございますけれども、確かにおっしゃるとおり1人でやっていくものではありませんし、学校というか、町内中の学校が協議を重ねることによって、まず食育をどういうふうに進めていくかという問題もありますし、先ほど答弁の中にもお話をさせていただいたとおり、1校1校が食に関する学校の中の計画というものを持って、それは当然、小学校であれば一般教諭が家庭科、保健体育を担当しておりますし、それに養護教諭、それと栄養職員を加えて当該年度の食育計画をつくっていくというふうな形で行っているというふうに思っております。

また、養護教員の規則の点でございますけれども、この点につきましては現行の中では栄養職員が配置されている中でまだ改正行っておりませんけれども、栄養教諭を置くという中では規則を改正していくというふうな考えでおります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 栄養教諭に関してはもう少しきちんと実態を見て、そしてその食育の重要性という点を鑑みてどうなのか、あるいは道の担当者やそういうものともよく話し合って、どういう意図でもってこういうことが今、制度として行われているのか勉強していただきたい。

どうも、私、大分前に給食については1回、やったことがあるのだけれども、どうも現場も教育委員会も口では給食は大事、食事は大事と言うけれども、実際にやっているところを見ると国語、算数、理科、社会が本務であって、これは余計な時間だと言わざるを得ないようなものがちらちら垣間見える。今回もそのような気がしてしようがない。もし、それが誤解であるならば、そのような誤解を招かないような施策を進めていただきたい。

それから2問目に移ります。非常に税法などで技術的なところもあるのですけれども、要するに収入に消費税がかかる、それから支出に消費税がかかるというときには、支出から収入に計算される消費税を引いた残りが消費税として支払うことになるというのが原則ですよね。

それで、この場合にはそれが補助金なんかで行われた場合には特定収入ということになっていて別扱いになります。ところが、借り入れは特定収入ではありませんから本則に戻ります。そうすると、借り入れのときにはどうなるかというと、ちょっとほかの話は別にして言いますと、借り入れ時には消費税は掛けません、でも償還時にはその部分について、借り入れのときに掛けなかったものを掛けますよと、そういうのが簡単に言うと原則であるということですね。

ところが、借入時に控除されたときにパーセンテージ、消費税の税率が低くて、償還時はずっと後になりますから、そのときに起債償還行うと、その高くなつた消費税率で掛けられたのでは、消費税を払うほうとしてはたまつたものでないと、これが今、5%から10%になるという新しい法律が今、出たということで現実になつてきたと、そういうふうに考えればいいわけですね。ごくごく簡単に、単純化して言つて。

これ消費税は、イギリスなんか25%ぐらいまでいつてしまつたのではないのかな、24%か25%。消費税というのは一旦上げる味を覚えると、どんどん上げるのだというようなことを言う経済学者もいますよね。そうすると、その差はどんどん膨らむわけです。これについては今、町の考え方もわかりましたし、ぜひこれは国を動かすように町長も最大限の力を発揮していただきたいと思います。

その上で1点だけお聞きします。これ、今、私、下水道がちょうど起債を行つて、設備投資をしているために、今、こういう問題が出るのですけれども、一般会計を始めとする他の会計で同様な事態というのは考えられますか。あれば、今はないけれども、この後こうなるのではないかと、私、一つちょっと気になるのは水道なんです。水道では、この前、水道料の値上げのときに、海軍の配水池といったかな、大きいのがそこの宮園の山の上にあるのだけれども、あれもそろそろ幾ら何でも限界に来ていると、これを直すのだったら相当な額の金がかかるというような話も聞きましたので、やはり下水道の面でも似たような構造というのがあるのだなと思ったのですが、ほかの会計でもありましたら、もう時間もないでのごく簡単にお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 水道事業からお答えいたします。

ご心配されている部分で、実は水道事業というのはほとんど特定収入とされる補助金や繰入金がございません。ですから、影響はほとんど、現時点もないのですが、おっしゃるとおり大型の投資があると、そこには影響は出るということで、試算では20万円ほど、ですから下水道に比べるとかなり低い額ですが、今後、大きな事業があると影響は出るということあります。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 病院事業におきましても、影響を受けます。若干の額ですが受けます。

今の23年度決算ベースで申し上げますと、大体8%になりますと20万円弱、その後の10%になりますと30万円前後になります。これが償還時まで続くということになっております。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 栄養教諭の件につきましては、各町村のその業務の内容、運用状況についても、もう少し詳しく調べさせていただきたいと。食育の関連している事業の実施内容についても研究させていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 企業会計以外の会計につきましては、現在、ご指摘の点に関しましては対象外になっているということで承知しているところでございます。

●議長（音喜多議員） ちょうど時間となりました。

以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、6番、堀議員の一般質問を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 私は、本定例会におきまして、さきに通告しておりました、次の2点について質問をするものであります。

1点目は、冬の計画停電対策についてであります。

(1) 現在、北海道電力管下では、7月23日から9月14日までの土曜、日曜、お盆を除いた平日9時から20時、これは9月10日からは17時から20時となっておりますが、これまでの間、電力受給がひつ迫した場合において6つのグループに分けて1日1回、2

時間程度日替わり停電制により計画停電をすることとなっています。

そこで、アとして、この夏の計画停電に対する道内各町有施設の計画停電対策はどのようにされていたのか。イといたしましては、施設利用者等に対してどのような周知をしてきたのかをお聞きします。

(2) といたしまして、北海道においては冬の電力需要が夏よりも電力供給の大幅な改善が図られない限り、冬期間、この場合は12月から3月といたします。夏の計画停電と同じように計画停電が実施されると予想されます。

そこでアとして、冬の計画停電に対する各町有施設の計画停電対策はどのようにとられるのか、イとして、冬の計画停電に対する対策について、予算的な措置が必要なものはあるのか、またその金額は幾らになるのか、ウといたしましては、冬の計画停電に対する対策について、施設利用者を含めた町民への十分な周知等が必要と思われるかどうかをお聞きします。

質問の2点目です。北海道水資源の保全に関する条例についてをお聞きします。

(1) 北海道の水資源の保全のため、水源周辺の土地が適正に利用されることなどを目指す条例が本年4月1日から施行されました。この条例の根幹とも言うべき水資源保全地域の指定、これは条例第17条関係であります。これらについて町の関与も少なくないと思われます。

そこで、アといたしまして、この条例による水資源保全地域の指定を町として北海道に提案することを考えているのか。考えているのであれば、その区域の概略、提案の時期等をお示し願いたい。また、考えていないのであれば、その理由をお聞かせ願いたい。

以上、2点についてよろしくお願ひいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、堀議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の冬の計画停電対策についてのうち、初めに、「この夏の計画停電に対する町内各町有施設の計画停電対策はどのようにされていたのか」についてであります。夏の計画停電の対象区域内にある町有施設は全町有施設126施設のうち、47施設となっております。

対象となる施設では、計画停電が実施された際、施設利用者等に可能な限り迷惑がかからないような対策を考えているところであります。具体的には、配付している資料のとおりであり、2時間程度の停電では影響のない施設もありますが、各種における計画停電の時間帯に基づき、利用日時の変更や職員の勤務時間の調整、自家発電設備の利用などを行うこととしております。

次に、「施設利用者等に対してどのような周知をしてきたのか」についてでありますが、配付資料にもありますが、集会施設などの利用者には、利用申請を受ける際、あらかじめ計画停電が実施された場合の取り扱いを説明したり、福祉施設の利用者には事前に利用者の家族などに計画停電時の対応を説明したりして周知を図っているところであります。

次に、「冬の計画停電に対する各町有施設の計画停電対策はどのようにとられるのか」についてでありますが、北海道電力へ問い合わせたところ、この冬の詳細な電力需給見通しについては9月上旬にも発表するとのことでしたが、いまだ正式な発表がないため、具体的な対

策は検討しておりません。

しかし、7月末に北海道電力が公表した、この冬の電力需給見通しによると、今回よりも電力需給が不足するとの厳しい試算が出されており、政府においても今夏の7%よりも高い節電目標を設定するものと予想されることから、計画停電の回避に向けた取り組みが必要になるものと考えております。

冬の計画停電が行われた際の対策については、この夏とほぼ同様の内容になると思いますが、暖房や凍結防止、夕方から夜にかけて電力使用がピークになる場合が多いなど、北海道特有の需要もあり、冬の節電は夏より難しい状況にあると言われております。

このため、北海道電力からの詳細な電力需給見通しや政府の節電目標が明らかになった場合には、できるだけ早く、冬期間の対策の検討を行いたいと考えております。

次に、「冬の計画停電に対する対策について、予算的な措置が必要なものはあるのか、またその金額は幾らになるのか」についてであります。前段申し上げた現状のとおり、この冬の節電の目標数値や期間、万が一の場合に備えたセイフティーネットとして計画停電の時間帯や対象地域など、何も決まっていない現時点では具体的な検討を行えないため、お答えできないことをご理解願います。

次に、「冬の計画停電に対する対策について、施設利用者を含めた町民への十分な周知等が必要と思われるがどうか」についてであります。今夏の節電要請期間においては、幸いにして計画停電は行われていないものの、今冬において計画停電が実施される可能性は極めて高いものと考えます。

厳寒な地域だけに、計画停電が実施された場合には、特に施設利用者に多大な影響を与えることが想定されますので、各施設における対策が明らかになった時点で、速やかに町民の皆様へお知らせしたいと考えております。

続いて、2点目の北海道水資源の保全に関する条例について、「北海道の水資源の保全のため、水源周辺の土地が適正に利用されることなどを目指す条例が、本年4月1日から施行されたもので、この条例の根幹とも言うべき水資源保全地域の指定等において、町の関与も少なくないと思われ、この条例による水資源保全地域の指定を町として北海道に提案することを考えているか、考えているのであれば、その区間の概略、提案の時期等をお示し願いたい。また、考えていないのであれば、その理由をお聞かせ願いたい」についてでありますが、この条例は近年、本道において水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景とし、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められていることから、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意として本年3月の道議会で可決成立し、本年1日から施行されたもので、水資源に関する基本理念、道や市町村、事業者、道民それぞれの責務、水資源保全地域の指定や指定地域内の土地取引にかかる事前の届け出などについて定めております。

ここでいう水資源保全地域とは、生活、農業、工業等の目的に用いられる公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域で、その土地の所有や利用状況を緩和し、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めているものを市町村長からの提案に基づき、知事が指定した区域を言います。

この条例に基づく手続きにより、水資源保全地域として指定された場合、その区域内に土

地を所有している方などが、その土地取引について事前に北海道への届け出が必要になることや、北海道知事が土地の利用に関して報告や資料の提出を求め、必要に応じて勧告できることなどにより、適正な土地利用を図る効果があるとされています。

そこで、初めにこの条例による水資源保全地域の指定を町として北海道に提案することを考えているかについてであります、水資源の保全は水道資源としてはもとより、厚岸町の公共水域の保全の観点からも大変、重要であると認識しております。

これまででも、水道資源の一つであるホマカイ川周辺の土地を水源涵養林取得事業により、計画的に取得してきているところでありますが、道内的一部地域では水源周辺で利用目的で明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどから、町としては水源周辺の保全を害する恐れのある利用や取得を回避するため、水資源保全地域の指定について提案していくたいと考えております。

次に、提案する水資源保全地域についてであります、河川水を水道水源とするホマカイ川流域及びオッポロ川流域の区域、地下水及び流水を水道水源とする半径1キロメートルの範囲の区域を予定しております。

地下水の箇所は若松地区2カ所、トライベツ地区2カ所、大別地区1カ所であり、湧水の箇所は糸魚沢地区1カ所、上尾幌地区1カ所であります。しかし、これらの区域すべてを一度に保全地域として提案すると、地目、地番、面積、所有者等の確定など、提案時に必要とされる作業が広範囲となり、時間を要すると想定されることから、提案時期は平成25年度から段階的に行っていきたいと考えております。この場合、最初の北海道の指定告示は平成25年度後半となる見込みであります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 それでは、まず1点目の冬の計画停電対策ということで、（1）としての夏の計画停電、今現在行っていることについてお聞きしました。

私は、調べたときには厚岸町内というのは比較的、88番という計画停電にならない地域というのが随分あって、町有施設というのがそんなにないのではないかというふうに高を括っていたのですけれども、資料を出していただくと比較的こんなにたくさんあつたのだということで、逆にびっくりしてしまったのですけれども。ただ、この計画停電とは除外されている地域の中の町有施設というものがたくさんあります。例えば、梅香町とかもそうですし、この真栄町、そして住の江とか、一帯がすべて計画停電から除外されているといった中で、北海道電力のほうでは医療機関とかは当然、抜きますよと、その他としての町村役場の本庁舎等というのは抜きますよとなっていて、ただ実際に見てみると、この88番地域というのが非常に多いといった中で、まずちょっとお聞きしたかったのが、この88番地域にある中でなぜ役場本庁舎や病院以外のところといったものが88番地域になっているのか、各施設においてそこら辺の詳細な理由というものがわかっているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えいたします。

このたびのセーフティーネットということで、計画停電を準備するに当たって、国からの要請もありまして、北海道電力では影響緩和措置対象施設というのを設置してございます。その中では、ご質問者が言われたとおり、医療機関、これも全部の医療機関ではなくて、救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等という考え方の中で行っております。あるいは、国の安全保障上、極めて重要な施設、三つ目では国の大重要な機関、北海道道庁、北海道警察本部、消防本部等ということになっております。

具体的な累計という中で、さらに幾つか上げているのですが、医療機関、鉄道、航空、警察、消防、その他という中で、北海道道庁、市・区役所、町村役場の本庁舎というような形になっております。

それで、北海道電力からお聞きしますと、そういった施設を計画停電の区域から外すといった際に、その施設個別で電力の供給する、止めるということは、これは技術的に難しい問題があるということで、厚岸町の場合には変電所が、白浜のほうに変電所がありますけれども、あそこのほうから幾つかのルートで幹線が走っていると、その先に役場があるとすれば、役場に至る系統の沿線、それから役場から先にまたつながっている沿線、こちらのほうの線から電力供給を受けている地域、こちらのほうについては88番という計画停電対象外になるということをお聞きしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 それは大体わかるのですけれども。ただ、例えばその本町側でいうと消防署というのがあのとおり、要は町の入り口にあるわけです。その奥には、何も今回の影響緩和措置施設というものがないというふうに私だと思うのです。そういう中では、ただ梅香町とか湾月町とかになると、これが本題ではないので余り詳しくはあれなんですけれども、もしわからなければわからないでいいのですけれども、先ほど言った幹線の中で消防までいって、実際にそこからぶんととめることができないからとかということだとは思うのでいいのですけれども、やはりそこら辺でちょっと北海道電力のほうでも夏の計画停電といった中では、比較的大急ぎで対策をとったがために、なかなかそこら辺の細かなところまで区域割りというものが実はできてなかったのではないかとうふうに私だと思うのです。

といった中では、そういう中でこれから冬のものを考えていったときには、余り今の区域というものを過信してもいけないのでないかなと、逆に心配になるわけなのです。実際に、この夏の計画停電をやられている、資料として出していただきましてありがとうございました。各施設というものがあるのですけれども、そういう中ではこれらの対策というものが実際にではどれだけの方々にちゃんと周知がされていたのかというものが、本当に見えていないというのが心配としてあったのです。

例えば、町のホームページとかでも、幾ら検索をかけても町有施設の計画停電対策というものがどこにも載っていないがために、実際に、もしそこの施設がどのグループに入るのかとか、それも全然わからないような中では、実際にこれから利用とかもしよう

としたときに、非常に支障が出てしまっているというのが現状としてあったのではないかなと。

ただ、この夏の計画停電に対して言わせてもらうと、本当に北海道の計画停電というのは、実際には夏は起こりえないのだと、私自身もそんな言っているけれども、実際には絵に描いた餅みたいなもので心配することはないよと言っているような感じというのが皆さん持っていたと思うのです。

ですから、実際にはこの計画停電対策というのに非常に甘いというふうに言わざるを得ないような部分というのがたくさんあると思うのです。例えば、町営住宅など、例えばここではエレベーターを設置している団地は計画停電の時間帯は使用禁止をするというふうになっているだけなのですけれども。ただ、町営住宅だけを言わせてもらっても、例えば受水槽を持っている施設というのは、その水は当然、電力で水を送ったりしますので、当然、そして燃料関係もそうですし、公園でいえばガス関係もすべて電気関係が必要になってくると。例えば2時間停電になったときには、その施設自体では断水にはなるし、火も使えないといったような状態になると思うのですけれども、そこら辺の周知関係というものが全然されていないと。例えば上尾幌団地にだけ、8戸しかないのですけれども、あそこはオール電化住宅ですよね。そういうときにはそれに対する影響というものが実際のほかの施設への公営住宅に比べてもまだ大きくなるのではないかなどというふうな心配の中で、それぞれに個別に対しての何ら周知もされていないのではないかなどというふうに心配になり、これだけを見ても心配になるわけあります。

夏はそのように実際に起こりえないだろうからということの中で、高を括った中での対策というものでよかったですけれども、冬はそうはいかないというふうに私だと思います。

答弁の中にもあったのですけれども、北海道電力は8月31日までにより詳細な電力関係の冬の電力需給や計画停電についても出しますということを、これは確か北海道新聞さんとかにも載っていたので、私も今回のこの一般質問をする際にはそれが出てきた中で、それを見ながら一緒に話をすることができるのではないかなどというふうに期待していたのですけれども、残念ながら北海道電力さんについては昨日の時点でまだまだ出ていなかつたものですから、必然的に北海道電力で出されているのが24年7月31日に今冬の電力需給についてというものが約30ページにわたって出されていますので、これについて、これをもとに冬の電力需給というものをやはりちょっと話させてもらうと、やはり1回目の質問でもしたとおり、冬の電力需要というものが、大変大きいというふうに言わざるを得ないといった中で、私のほうで資料を用意させてもらって、出させてくれたものが1枚物であるのですけれども、平成24年1月、ことしの1月、時間帯別電力の使用実績というものを抽出したものを受けたものを実は私のほうで用意させてもらいました。

これは、本年の1月1日から31日までの間で、実際に各時間帯ごとに、日にち別、時間帯別に500万キロワット以上を使用した日というものを抽出させてもらいました。なおかつ、これで薄い網掛けになっているのですけれども、この網掛けというのは一番後ろに526.8万キロワットというふうに私のほうで勝手にこれは線引きさせてもらった数字なのですけれども、それを超えるものとして網掛けをさせてもらいました。

ことしの1月だけを見てもこのように膨大な電力需要というものが北海道の中では冬の中にあると、このままで500万キロワットの考え方なのですが、これは今現在の北電の電力供給、約497万から510万キロワットぐらいと言われていますので、その平均をとって大ざっぱに500万キロというふうに区切らせてもらったのですけれども、ほぼ毎日、現在の電力供給だけを考えたときのほぼ毎日、ほとんどの時間が電力ピークアウトしてしまうというような状況、しかもこの網掛けだけを限っていえば、これはもう北海道だけでの供給量を大幅にオーバーしてしまうというような中で、北海道と本州からの電力融通の最大量60万キロワットを含めても、大変、厳しい数字になっているものが見込まれる日と時間です。

ここの中で、やはり特徴として冬の電力需要の特徴として言えるのは、やはり1日を通して常に500万キロワットというものがなると、しかもそのピークというふうになる時間というものが夕方というときもありますし、夜というときもありますし、場合によつては1時から4時とか、そのように夜中というような時間帯にもなると、こういうことだけを考えても冬の計画停電というものを考えたときには、よほど真剣に本腰を入れて対策をしていかなければならないのではないかということで思っています。

ただ、1回目の答弁でもあったとおりに、まだ北海道電力のほうからは、そうはいつても詳しいものは出ていないから示すことができない、確かにそのとおりです。ただ、私が今ここで思っていただきたいのは、やはり日本の電力というものについては、やはり平均停電時間というのは約9分と言われています。アメリカとかでは約67分とか、そんな数字になるのかなと思うのですけれども、それから比べてみると日本の平均停電時間というのは非常に少ないと、優秀な電力供給体制というものは整っているのですけれども、そのような中において2時間もの停電をするというのは、これはいわば一種の災害だというふうに、やはり考えてもらわなければならないのではないかと。この2時間の停電というものが常時行われる、しかも夜中にも行われるような体制の中で、どのような影響があるのかといったものが、日本でもまだ余り経験というものがされていないはずです。

そういう中では、やはり災害時にどうするのかというものを考えていただきたいなと、これは今回のこの冬の停電時間によるものではなくても、仮に例えば大規模災害が起きたときには、大規模な停電が起きたときにも、そういうものにも使えるでしょうし、やはりそういうものの中では町有施設において停電対策というものが一つの災害対策として確立しておかなければならぬのではないかなど、私だと思うのです。

そういうものをちょっととこうとうとしゃべらせていただきましたけれども、そこら辺についての考え方というものは持ち得るものなのかどうなのかというものをお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

ご質問者も言われましたとおり、北海道電力では8月の末にはという公表、詳細な公表をしたいという発表が当初はあったのですけれども、新聞報道によりますと、この夏

の節電の取り組み状況であるだとか、あるいは北海道電力としての増強策といいましょうか、冬期の増強策ですね、そういうたった見通しも含めて詳細な取り組みをしようということで手間取っているのかなというふうに思っております。

事前にいろいろ報道等も見ますと、この夏は日中、そして午後8時までという時間帯での計画停電の準備が定められたわけでございますけれども、この冬になるとご質問者の資料で見てもわかるとおり、24時間の範囲内でそういうたった計画停電の準備がされるのではないかという報道もあります。実際には、そのような対応になるのではないかというふうに思います。

町長の1回目の答弁にもありましたとおり、夏と違って、特にこの道東地方というのは暖房であるだとか、水道、施設の凍結防止、あるいは場所によってはロードヒーティングだとか、いろいろな部分で電力需要というのが多くあります。それと、夏のように節電をするために、企業の方々に操業時間を変えてという取り組みも夜にかけてピークも来るということも考えると、そういうたった取り組みは難しいということでは、冬の節電対策というのは極めて難しいだろうと思います。

なおかつ、節電の取り組み目標というのもも夏以上に高くなるのではないかということも想定されているということでございます。そういうたった中では、町民の皆さんの健康への影響、あるいはさまざまな事故等ということも考えられますので、計画停電が行われないような取り組みは当然、厚岸町としても取り組んでいかなければならないということで、夏以上にどういった工夫をもつともっとしなければ対応ができないのだろうなと思います。

ただ、厚岸町だけが取り組んでも、これはもし仮に8%、10%という目標数値を厚岸町は達成させたとしても、北電の計画停電を回避することはできないという中では、北海道こぞってこういった取り組みをしていかなければいけないのだろうなというふうに思っております。

そういうたったものについては町民周知というのは十分していかなければならないと思いますし、各公有施設におけるそうした場合の停電対応について、対策についても詳細なものができた段階で関係部署と十分協議をして、町民の皆さんに少しでもそういうたった影響があらわれないような対策をどうとっていくべきなのかというものを検討していくたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 それについてはわかるのです。そうではなくて、私は町有、各施設がこの冬の、今、北電で出されるものを参考にはしますけれども、それでなくともやはり長時間の停電といったものに対してのやはり対策というものを各施設が持つておくべきではないのかということで質問させてもらったのですけれども、この点についてはどのようにお考えででしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問者言われる趣旨、十分、わかります。

それで、この冬のそういった対応も考える中で、今、ご質問者言わされた部分含めて、これは私どもだけの考え方というか、関係部署集まった中でそういった検討をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そこで、冬の計画停電についての各施設の個別対応といったものの中で、若干、お聞きしたい部分というのがある。先ほどもちょっと質問でも言いましたが、公営住宅の水関係の供給関係とか、当然、止まると思うのです。止まらないのでしょうか、どうなのでしょうか、私は止まるとばかり思っていたのですけれども、奔渡は直圧式で水道が4階までも水で行くからそれについては大丈夫かとは思うのですけれども、梅香や宮園といった部分はまだ受水槽でポンプ圧送していると思うので、これらについて停電時には水が止まってしまうのではないかというふうに思います。

またも、宮園だけを言わせてもらうとガス関係とかも電気で液化して送っていると思いましたし、梅香は燃料関係もポンプで送っているはずなので、そういった中では当然、そういう対策というものが必要になると思うのですけれども、例えばそれら古くてもう改善されたのだというのであればいいのですけれども、これについてはどうなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今の公営住宅関係、町営住宅関係ですけれども、各団地、議員おっしゃったように、もともとは受水槽を介して給水されていたものでございますけれども、平成22年度に直圧式にすべて変わっていますので、停電の際でも給水は問題なく行きます。

それから、ガスでございますけれども、バックアップ機能がついていまして、各戸に供給は、それは問題なくできます。

それから、梅香につきましては、今回の計画停電の区域対象外ですので、その辺は全部、調べ上げて対応しております。

先ほどからどういった対応をしてきたのかということでございますけれども、計画停電に伴う各団地には入居者、または管理人にもこういったことがあるのでというお知らせは7月20日付で行っております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 私の認識不足が多かったのでわかりました。

そうすると、そうしたら私が先々から言っているとおり、今回、夏で示された区域というものに余り固執しないほうがいいのではないかと、冬は今、これから出るわけですから、そういった中でこれだけの電力需給のひっ迫が思われたときに、やはり24時間、

できるところというのはできるだけ恐らくグループ分けがやられていくのではないかなどというふうに思った中では、万が一あったときにはしっかりとした対応というものを各団地でもとられてほしいなというふうに思います。

あと、この中で気になったのが学校関係、給食関係です。まず、学校関係は、ここでは太田小学校や中学校、真龍中学校については、これは夏の間の2時間程度の停電であれば授業の支障はないよと、通常どおりやるよということなのですけれども。その横に冬期間は厚着での登校を指導する旨、学校と協議済みとなっているのですけれども。では実際、これらの学校で朝の8時から10時とか、そういった時間帯、暖房がないといった場合、そういった場合、中で厚着をした子供たちがそのままで授業を受けるようになるのでしょうか。それについては、何ら対策もとらずにただ厚着をしてこいというだけで終わってしまうのでしょうか。

それと、教育関係では学校給食センターですね。確かに夏の今の計画停電の中では、この計画停電になったときには代替給食といった中で、よく出ましたけれども牛乳とパンとデザート、あと何かもう1種類確かあったと思うのですけれども、ちょっと今、出てこないのでけれども。ただ、冬ですね、毎日のようにどこがなってしまうといった中で、毎日のように計画停電として給食センターがなってしまう。では毎週、毎日その代替給食でいいのかというふうにも逆に思ってしまうようになるのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 最初に計画停電の区域の部分です。最初の町長からの答弁の中にもあるのですけれども、冬の部分の節電の目標であるだとか、期間であるだとか、あるいはセーフティーネットとしての計画停電の準備が行われるのか、恐らく行われると思いますけれども、その際の時間帯であるだとか、グループ分け、こういったものを含めてまだ示されていないのでという認識は十分ありますので、それら意を配していきたいと思っています。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（米内山課長） まず、学校における停電対策でございますけれども、今、一番ご心配いただいているのは暖房の関係だというふうに思います。ここで、厚着等で対策というのは、あくまで事前に暖房が入っていた場合、これはRCの建物が3つともRCの建物ですから、2時間で急激な温度の低下はないだろうという中で、厚着程度で対応できるのではないかと。

ご質問者がご心配なされるような朝一の停電の時間帯であれば、やはりそれは、それなりの学校対応が必要でありまして、事前に暖房を入れておくというような対応を考えてございます。

それから、学校給食センターにおける毎日になつたらどうだということでは、もちろん対応困ります。そのような状況になるかどうかという区域並びに時間設定が決まつ

た段階では個々に夏の停電対策でいいかどうかというものを改めて見直す必要が当然、出てくるだろうというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 学校とかであれば、私たちは例えば、今回の災害対策でポット式のストーブをたくさん購入しますよね。例えばその何個かを教室の中に、ただ、もちろん火気の管理等を十分にしなければ当然、危険ですから換気も含めてやらなければならないですね。そういうものが流用できるのではないかなどと、そういった中では仮に電気暖房など、電気暖房というのはすぐ私たちは暖まらないという、自分の子供ながら厚岸中学校なのですけれども、経験的にも思うものですから、さて電気が来たからすぐ暖まるというふうなものではないというふうに私だと思うので、やはりそういった中で、そういうストーブとかをあらかじめ融通できるようなものというものを考えなければならないのではないかなどというふうに。

ただ、いずれにいたしましても、冬の電力需給がこれだけひっ迫するというものが目に見えている。ただ、本当に北電からまだ出ていない中では余り詳しくは言えないのですけれども、やはり出た段階では本当に真剣といった中では、ただ今回、私も質問しておかなければ12月の段階ではもう計画停電の中に入ってしまいますから、当然、それでこの9月に言わさせてもらっているのですけれども、十分な対策をとってもらいたいというものが一つあります。

それらの対策というものができ次第、それはやはり最初にも言ったのですけれども、町として一覧でわかるような広報をしてもらいたいというふうに思うのです。実は、この夏の計画停電対策についてのホームページなりの公表といった中では、実は北海道内、余りやられているところはありませんでした。釧路管内だけを見ると釧路町が一覧で出ておりました。ただ、釧路町の一覧はなったときにどうするのかという対策までは載っていなかったです。これは大変、不十分だなというふうに思ったのですけれども、それ以外だと管内の町村では全然載っていませんでした。

それだけ夏の計画停電といった中では意識が低いのだなというふうにも私だと思ってしまうのですけれども、ただ、冬はやはりそうはいかないと、いろいろな部分で、いろいろな影響が多岐にわたるので、やはりそういうものができ次第、できれば11月中にやはりしてもらいたいのですけれども、それまでにはしっかりととしたものを確認できるものを町民のほうに示していただきたいというふうに思います。それについてはどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

この冬の計画停電のめどというか、具体的な内容が見えた段階で各施設、町有施設の所管課の皆さんの方に検討していただいて、そういうものをはっきりした後には、物によってては事前に町民の皆様方に周知しなければならないもの当然あるでしょうか

ら、そういうものについては可能な限り早めに、そして12月から想定されるのであれば、12月1日の広報ということでは、また厳しい部分もあるのかなと思いますので、そうした事前に町民の皆さんにお知らせできるようなことを対策として図ってまいりたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 計画停電対策については、この程度にしたいと思います。

続いてですが、2番目の北海道水資源の保全に関する条例についてします。1回目の答弁にもあったとおり、北海道が本年4月1日から一部、10月1日からの施行ということで、条例をつくったわけであります。

この1回目の私の質問からもあるように、条例の第17条の中には区域というものを北海道が指定するのですけれども、その区域の選定に当たっては町長からの提案によるといった中で、この条例自体も本来はその区域を定めて、その区域を守ることを基本とするのに、その根幹を北海道がつくりながら、根幹となる区域を町村長に委ねてしまうというのは、大変、条例としては本当にどんなものなのかなというふうに私だと疑問符を投げかけたくなるのですけれども。ただ、そうは言っても条例というものができた中で、どうするのかとお聞きしましたらば、これから段階的に区域の提案をしていくのだというふうになっております。

そこで、まずこの区域設定というものはされるのですけれども、前段としてお聞きしたいのが11条、道条例の11条の中には森林の有する水源の涵養の機能の維持増進というのがあるのですけれども。この中では保安林制度の活用、造林、保育等の森林施業の適切な実施を講ずるものというふうになっておるのですけれども、そこでちょっとお聞きしたいのが平成23年4月に改正された森林法において、森林の機能区分というものが道の基本的な考え方をもとに市町村が地域の実情を踏まえて森林整備計画の中で立てたというふうに思われるのですけれども、今回、提案しようとしている区域というものと、この森林計画の中で定めているゾーニングの中で、水源涵養林とか、区域というものが合致するものなのかどうか、まずその点についてお聞かせ願いたいと思うのですけれども。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） まず、水道水源の周辺地域を中心にというお答えいたしておりますので、その担当としての、まずお答えをいたします。

おっしゃるとおり、水道の水源のみではない水資源、森林が持つ水源を涵養する機能というのは、水道のみではないということはおっしゃるとおりでございますが、この水資源保全地域の指定に当たっては、まず町民の大事な水道水源をまず考えていこうということで、役場内での協議をしております。

答弁の中にもありますが、この地域を指定するというのはかなり大変な作業を伴います。私どもが、いわゆる水道の水源を中心にして考えた地域だけでも、言いましたとお

りホマカイ川流域、オッポロ川流域、それから川だけでなく地下水、湧水も有しておりますので、この面積がどのくらいになるのかと、ホマカイ流域だけで約4,500ヘクタール、それからオッポロ川流域は若干、狭いのですけれども530ヘクタール、ですから川を合わせますと約5,000ヘクタールと、そのほかに地下水、湧水、これは中心から1キロの範囲ということで言っておりますけれども、予定している地下水や湧水、合わせますと約1,500ヘクタールになるだろうと。予定している地域をすべて合わせますと、6,600ヘクタールくらいになると。

参考までに水源涵養林の取得事業で計画している面積は1,043ヘクタールです。ですから、6倍以上になるということで段階的に提案していきたいというお答えもしているところでございます。

この作業、実際にその地目ですとか、地番とか、筆数も把握して、その部分がどなたが所有しているのかということも把握する必要がございまして、今、この筆数もどのくらいになるのかと、全くつかみですが、その水源涵養林の1,043ヘクタールでも大体、まだ取得済み以外のことにも含めますと180筆ぐらいになるのではないかと、これは想定ですけれども、ですからその6倍あるということで、段階的にやっていきたいということでございまして、この水源涵養林と森林の部分のゾーニングがどうなっているのかという部分については、ほかの担当部署からお答えいただきたいと思います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 今、堀議員のご質問につきましては、新法に基づく森林整備計画につきましては、ことし6月に新たに平成20年度につくったものを今回、改正をして、今回、新しい計画に入っているわけでありますけれども、水源涵養林等については、当然、水道課でこの場所を取得したいというところが、うちのほうに相談があった場合については、うちのほうで予算化をして、当然、水道のほうと連携をとりながら、水源涵養については今後とも順次、取得をしていく形になろうかというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 ですから、このゾーニングされているのは、例えば最初の水道課長の答弁では今現在、水源の涵養林が1,043だと、ただホマカイ川やオッポロ川の流域だけでも約5,000ヘクタールにもなるといったときに、ではこのゾーニング自体はそこまで広げる考え方があるのかどうなのかということをお聞きしているのですけれども。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時34分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

副町長。

●副町長（大沼副町長） 現在、今、この道の条例に基づく地域指定をすべく準備作業をしておりますが、先ほど担当課長のほうからも答弁をさせていただいたとおり、今、厚岸町がこれまで行ってきた、昭和56年から、現在まで行なっている水源涵養林の取得事業、これがまだ27、8%しか進んでおりません。しかも、なおかつこの先ほど1,043ヘクタールというふうに計画では、既に1回、もうお示しをさせておりますが、そのエリアというのは、この河川流域にかなり限定してエリアの計画をさせていただいております。

今回、この道条例に基づく地域の指定に関しては、もう少し広い範囲のことを想定しているようあります。そうしますと、このホマカイ川だけではなくて、湧水だとか、地下水とかあるような場所も含めて考えますと、森林法だけではなくて、他の法令に基づく規制がかかっている用地がある。例えば農地、これは農地法で規制されております。そういうような農地も1筆1筆どういう状況になっているかという作業をしていかなければならぬのはこれからです。

そうしますと、森林整備計画に基づくエリアと、それから今回、この道条例に基づくエリアとどうかぶさるのかと、どういう影響があるのかというのと、これはからの作業でわかつてくるものだというふうに認識をしております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 私が聞きたいのはそうではなくて、当然、約5倍、6倍とかとも言っている中では、水源涵養林よりもはるかに大きい面積を今、区域指定をしようとするといったときに、森林整備計画の中で、例えば1,043ヘクタールしか今まで現計画の中では水源涵養林としてない、これは町が取得するものとしての水源涵養林ですけれども、そうではない部分というものの中でもゾーニングの中に入れて、同じものの中にしたほうがいいのではないかということを実は聞きたいのです。

ゾーニングと今回の区域と同じものにしたほうが、将来的な例えれば森林整備計画、水源涵養林の維持向上とか、維持保全とかというものの事業をやっていく上での、やはりいろいろとやりやすくなるので、そういった中では今の段階で、出す段階ではやっていったほうがいいのではないのかということの中で質問をさせてもらったのですけれども。今、チンと鳴ったので、あと5分ということですね。休憩も含めて5分だったのでしょうか、大変、厳しいなと思うのですけれども。そこを聞きたかったというものがまず1点目としてあります。

その段階で、これからの作業といった中で、区域を町長のほうから提案、北海道のほうにするのですけれども、実はこの区域の提案に当たっては、その区域をどうするのかというものは全然、北海道から示されていないと。例えば、言い方が悪いな、それは確かに条例の中では水源区域をどういうふうに示されている、そうではなくて、この提案

するに当たっては地権者から同意なりを得なさいとかという、そういったものが全然、示されていないような中なのです。

ただ、やはりこれは、この条例は20条とか21条に飛ぶんすけれども、そういった中ではこの3カ月前公表の事前申請を及ぼない場合、氏名の公表とか、単価の公表という中では、ある程度の社会的制限というものが加わってしまうといった中では、やはり町が提案するに当たっても、それら各筆の所有者に対しては、やはり一定の同意、承諾といったらば、これは契約行為になるので、条例上そこまで持ってきていないので、内諾ぐらいはやはり得るべきではないのかというものを思うのですけれども。この点についてこれからやっていこうとする4,500ヘクタールの580ヘクタール、各筆の中で公地の部分はいいと思うのですけれども、民地について、そういう内諾を得る作業というものを一緒にやっていくのかどうなのかというのをお聞きしたい。

それと、そういった中ではこの条例で町長が区域を提案するに当たっても、当然、先ほど言ったとおりに私有財産の一定の取り引きについても制限というか、制裁みたいなのが加わるようなものであるのであれば、提案する段階では町議会にも当然、説明があつてしかるべきではないのかというふうに思うのです。

道条例の中に町議会の関与というものが一切書かれていないのですけれども、少なくともこういう提案、区域を提案しようといった中では、議会のほうに示されなければいけないのではないかというふうに思います。

最後の質問となるのは、その森林整備計画といった中で合致するのですけれども、その区域の中で水源涵養林としての機能維持向上を図ろうという事業をやろうとしたときに、今現在のある補助事業プラス町として、その区域を指定した以上は、そこをやはり維持していくといった中ではやはり事業としても積極的な展開を図っていくというのをやはり今後も考えていかなければならない。

そういった中では、補助金の増額とか、そういったものも考えられるものなのかなどうなのかと、その点について時間がないのですけれどもお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） まず、土地所有者の同意、これは必要としておりません。北海道の考えでは、同意は必要としない。なぜならば、土地取引に制限を加えるものではないということです。それは私有地であるということが当然でありまして、ですから同意は必要としないで手続きはするが、ただし、この手続きに当たっては必要な縦覧手続き、一定期間、指定する地域のまず案、案の段階でお示しをすると。

私どもも手続きを進めるに当たって、やはり内閣の手本になるところが必要ですけれども、釧路管内では標茶町が唯一、既に手を挙げております。標茶町にお聞きすると、現在のところ、その土地所有者に対して町が何か働きかけをするということはしていないと。すべて北海道の責において行うと、ただし、心配されるようなトラブルが無きにしも非ずということから、場合によっては北海道と一緒に提案する市町村が土地所有者に丁寧にご説明する機会も必要ではないかと我々も思っていますし、標茶の担当の方もそのように話しておりましたが、標茶町は今回、提案した段階ではそのようなトラブル

もなかつたということでございます。

●議長（音喜多議員） 以上で、6番、堀議員の一般質問を終わります。

次に、9番、南谷議員の一般質問を行います。

9番、南谷議員。

●南谷議員 第3回定例会開会に当たりまして、通告しております3点について質問をいたします。

1点目、計画停電について伺います。節電対策につきましては、3番、石澤議員が前議会で、また6番、堀議員は、ただいま冬の計画停電について質問をなされ、なるべく重複しないように質問してまいりたいと思いますが、ご理解を賜りたいと存じます。

私は、北電の計画停電が町民へどのような影響が及んでいるのかを中心にお尋ねをさせていただきます。

7月23日から始まった計画停電、北電から万一の計画停電準備についてのお知らせ、このパンフレットみたいカラフルなレジュメが全戸に配布されました。7月23日から始まった計画停電、きょうはもう既に9月5日、計画停電実施期間はあと9日となりました。そこでお尋ねをさせていただきます。

計画停電は、町民の生活へこれまでどのような影響を及ぼしたのかと、今後の見通しについて伺います。

次に、サンマ漁はいよいよ最盛期、酪農家も朝晩、毎日の搾乳、万一、計画停電が実施されたらと危惧をしておりますが、おのおの今後の見通しとこれから影響についてお尋ねをさせていただきます。

さらには、町民に対し道や町の取り組みはどのようにになっているのか、お尋ねをさせていただきます。8月の下旬、床潭の方に街灯が幾つも消えているけれども故障ですか、それとも節電対策ですかねと尋ねられました。気になりました、夜、床潭のほうに奔渡を通って調べてまいりました。そうしましたら、奔渡から道道までの街灯が6カ所消えておりました。

道路から水銀灯が離れているものですから、その日は気がつかなかったのですけれども、翌日、その消えていた支柱を見ますと北海道のマークは入っていますが、誰が何のために、何の目的で、何も書かれず「休止中」北海道のマークだけがある表示が、張り紙というのですか、ステッカーみたいなものが貼っていました。

これは、道が計画停電を実施したものと建設課のほうから伺ったのですけれども、町内の道道のこの計画停電の実態、町道はどのような対応をされているのかお伺いをさせていただきます。

私は、北電の計画停電につきまして、事業実施は北電、道など、町としてしっかりと連絡を密にし、町民への周知徹底をもつともっと図るべきと考えますがいかがでしょうか。

2点目、女性管理職についてお伺いをさせていただきます。資料によりますと、本町の町総職員数は268名、そのうち事務系職員は203名、203名のうち女性管理職は3名、情報館館長、給食センター所長、特養老人ホーム次長でございます。

皆さん、ことしのオリンピック振り返ってみてください。男性よりも女性がしっかりと活躍をなされました。また、この厚岸の町内でも多くの女性が力強く活躍をなさっております。私は、役場庁内の女性、非常に奥ゆかしいのですけれども、もっと管理職として町民のためにも活躍をしていただきたい、女性管理職を増やすべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、国会は野田首相問責決議の可決によりまして空転しております。特例公債法案成立が絶望的でございます。地方への交付税措置が遅れていると推測されます。交付税は例年、4月、6月、9月、11月の4回に分け配付され、平成24年度当初予算ベースで普通交付税は33億9,100万、1回当たり、4で割りかえしますと8億4,700万ですか。9月、11月分の2回分、おおよそ $2 \times 8 = 16$ ですか、このぐらいの金額が遅れると推定されます。本町の資金繰りにつきまして、どのような影響を及ぼすのか、またその対応についてお尋ねをさせていただき、1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の計画停電についてのうち、初めに「町民生活へのこれまでの影響と今後の見通しは」についてですが、町民の皆さんに対する節電要請については、主に各家庭における消費電力全体の70%近くを占める照明や冷蔵庫、テレビの使用について、無理のない範囲での協力要請であり、これまで計画停電が実施されていない状況から、影響はほとんどないものと認識しております。

また、今後の見通しについては、節電要請期間も残りわずかとなり、今夏における道内の節電取り組みの現状から計画停電が実施される可能性は極めて低いと思われますが、現在、稼働している発電所等の故障等が重なるなど、万が一の場合に計画停電の実施が想定されます。

その際には、実施される時間帯にもよりますが、町民生活へのさまざまな支障が考えられることから、今後も節電にかかる取り組みを続けながら、注意を払ってまいりたいと考えております。

次に、「水産加工場と酪農家へのこれまでの影響と今後の見通しは」についてですが、まず水産加工場については、商工会を通じた情報によると、7月23日以降、水産物や水産加工品などの食品の品質維持、安全・安心の確保に影響が生じない範囲で節電の取り組みを行っているとのことであり、これまでの影響としては特にないと認識しております。

また、今後の見通しでは、町内の水産加工場の大部分が計画停電の対象外区域ではありますが、万が一、計画停電となった場合には、対象内の地域にある加工場では、加工処理過程や保管設備などへの影響が及び製品の品質の悪化等を招くことが心配されることであり、今後も関係機関との連携を密に図ってまいります。

酪農家への影響については、釧路太田農協からの情報では、農作業や家畜の飼育管理の適切な実施や生乳の品質の維持、安全・安心の確保に影響が生じない範囲で、節電の取り組みを行っているとのことであり、これまでの影響としては特にないと認識しております。

また、今後の見通しでは、万が一、計画停電になった場合には、搾乳機やバルククーラー

などを稼働させることができないため、生乳の品質の悪化や搾乳時間の変更による牛への影響が心配されており、一部、酪農家では自家発電装置の導入も検討しているとのことであります、多額の費用がかかることであり、今後とも関係機関との連携を密に図ってまいりたいと考えております。

次に、「町民に対する道や町の取り組みはどうなっていますか」についてであります、北海道の取り組みとしてはポスターやリーフレットを市町村及び関係団体等に配付するとともに、テレビやラジオで節電の呼びかけを行っております。

また、町では7月18日と22日に防災行政無線で、7月21日にはIP告知端末でそれぞれ町民の皆さんに対して節電の協力をお願いしております。今後、万が一、計画停電が実施されるような場合は、北海道から計画停電の前日の夕刻に予定する計画停電の時間と対象となるグループが明示されますので、町では防災行政無線を通じて全戸に節電のお願いをいたします。

しかし、需給のひっ迫が改善されない場合は、実施の2時間前までに北海道から計画停電の連絡が入りますので、町では再度、防災行政無線でさらなる節電を呼びかけ、計画停電の回避に向けて取り組んでまいります。

次に、「道道の街灯が休止、消灯となっているが、その実態は、また町道ではどうなっていますか」についてでありますが、まず厚岸町内には全部で8路線の道道があり、そのうち節電対策の取り組みで消灯している路線は6路線であります。また消灯している街灯は229灯のうち67灯で、そのうち市街地は168灯のうち47灯であります。各消灯場所においては、資料で配付している別紙、配置図に示しておりますのでご参照願います。なお、町道では街灯の消灯は行っておりません。

次に、「節電対策の実施に当たり、関係機関と連携を密にし、周知の徹底をするべきと考えますがいかがですか」についてでありますが、北海道電力からは直接担当者が来町され、節電への取り組みや計画停電の準備等についての説明を受けておりますし、何かわからないことが生じたときは、釧路総合振興局や北海道電力へ電話照会などを行ってきております。

また、直接、北海道電力の担当者が商工会や民間企業に出向いて節電のお願いをしたことであり、今後も密接な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

また、釧路振興局に北海道の道路施設における節電対策等の取り組み内容について照会したところ、今夏における節電対策は安全性が確保できる範囲において、可能な箇所の消灯を行うというものであり、実施期間を7月2日から9月28日までとし、その主な取り組みとしてはトンネル内照明の片側消灯や道路連続照明のうち、交通量が1日当たり、2万5,000台以下の箇所で交差点部分を除いた間引きや消灯を行っているとのことです。

なお、引き続き、北海道や関係機関と連携しながら周知をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の女性管理職について、「本町の事務系女性管理職は現在3名で、将来的に女性管理職を増やすべきと考えますがいかがですか」についてでありますが、私は、町長に就任して以来、男性、女性を問わず、私が管理職に求める能力を有し、かつその職の役割を担うことができる職員を管理職に昇格させてまいりました。

今後、女性管理職を意図的、政策的に増やそうとは考えておりませんが、女性職員において私が求める管理職としての能力を有し、かつその職の役割を担える職員であれば、公平、

公正な評価と総合的な判断をもって管理職への登用を行ってまいりたいと考えており、あくまでも現在の男女の比率については結果として、このような状況になっているということをご理解願います。

続いて、3点目の町の財政運営について、「国会は特例公債法案成立が絶望となり、地方への交付税措置が遅れると推測されるが、資金繰り等についての影響と、その対応策がどのようにになりますか」についてであります。8月31日に閣議決定された会期内に特例公債法案の成立が見込めない場合に踏まえた対応と、その場合の総務省の対応について、北海道を通じて届いております。

その内容は、今国会の会期末である9月8日までに特例公債法案の成立が見込めないと政府が判断した場合、閣議を開き、執行抑制方針を決定するとされ、その場合、普通交付税の9月定例交付については、交付時期は更新決定日の翌営業日に現金交付するとし、また交付額は執行抑制方針を踏まえた額とされております。

この執行抑制方針で示される交付額は、去る8月30日に全国地方6団体が参加した国と地方の協議の場において、野田首相に対して財政力が弱い自治体への配慮を求め、翌31日の閣議決定では、地方交付税の執行抑制について、地方公共団体の円滑な財政運営に十分、配慮して検討するとし、報道では市町村へは予定どおり支払う方向で政府内で調整中とされております。

現時点での北海道からの情報では、閣議決定は9月7日、現金交付は9月10日とされており、例年よりも1週間程度の交付遅れであり、財政執行における資金関係に影響はないと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

3時40分、再開といたします。

午後3時03分休憩

午後3時40分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

9番、南谷議員の2回目の質問から入ります。

9番、南谷議員。

●南谷議員 再質問を行います。

町民を北電の実施する計画停電に対しまして、やはりリアルタイムな情報開示というものを求めていると思うのですよね、先ほど6番議員さんの質問でもございました。それに対して、しっかり開示をしていくということなのでございますが、やはり町としてももっと強く積極的なアクセスというのは、私は必要だと思います。

2点目でございますが、水産加工場、酪農家へ今後の見通しでございますが、先ほどのご答弁ですとおおむね大丈夫だということで安堵しているのですけれども、本当に支

障がないのですか、再度、お尋ねをさせていただきます。

3つ目でございますが、町民にかかる部分で道の計画停電、振興局が発して最終的には窓口になるのでしょうかけれども、街灯の休止中というのですか、これ以外に道の施策として計画停電を行っている事業というのはないのでしょうか、これだけなのでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

さらには、この道が進めている街灯の休止中の実施に当たりまして、振興局と町の連携というのですか、先ほども私、1回目の質問で申したのですけれども、アクセスが悪いのではないのかな、もう少し、この図面をいただいたのですけれども、例えば民家の近く、それから公園の図面を見ても公園は軒並み消灯しているですよね。場所によっては夜にならないと実態がわかりにくい部分もあると思うのです。私も現地に行ってみて、町の中は消灯していても大丈夫なのだけれども、むしろ市街地の端っこ、1軒しか家がないかもわからないけれども、夜行くのにいつもついているものが消えている、これらに対して地域の皆さんとのアクセスどのようになっているのか、私の聞いている範囲では全然、住民に報告なり、アクセスというものがないのでしょうか。

幾ら、道が積極的にこういう問題について取り組んでいくにしても、やはり地域と厚岸町との連携というのは私はもっと住民に理解をしていただく、住民だってやはり突然、壊れているのだからどうかわからないという状態では困ると思うのですよね。電球の球が切れているのかどうかわからない、せっかく節電しているのであれば、きっと地域住民、それから町とのアクセスというものは理解をいただいて、町との連携のもとにこういう計画停電をなされているのか、私はたまたま伺ったのは8月の下旬なのです、その切れているよと聞いたのが。でも、計画停電というのは7月の終わりから始まっているのですよね。そうすると、先ほどのまちづくり課長の答弁ですと、しっかりそのアクセスをとっているとお話をされているのですけれども、どうも私はそうは受けとめられないのです。

本当に、例えば一つの例をとりますと、この問題については建設課ですよ。住民に周知するのは今のところ、この計画停電についてはまちづくり推進課だと、先ほど6番議員さんにも答弁していたのですけれども、やはりこの役場の中でこれらの、この大きな国の計画停電、これからどうなるかわからない、やはり協力するものはしていかなければならない、でもやはり住民にきっと理解を、周知をしていただくためにも、やはりそういう体制づくりというのですか、窓口はまちづくり課でいいとは思うのですけれども、もっと連携を、今までの組織を活用するのならする、そういうものを町民はこれはこっちだよ、これはこっちの課ですよと、これではまずいと思うのです。やはり、各課のこの計画停電に対する連携というものをしっかりとつけていただき、万が一の場合に對してどう対処するのだというものがぐらいは、ある程度、想定して、協議をして、そういう姿勢というのが私は見えないのでないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、私から後半の問題について答弁させていただきたいと思います。全く、そのとおりであります。今夏はもちろんのこと、堀議員からお話をありました、今冬

の節電の問題等含めて、縦割行政の弊害というものをなくしながら対応してまいりたいと、そのように考えますのでご理解いただきます。

その他については、各担当から答弁させます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 酪農家への影響につきまして、私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

夏の部分については、計画停電実施されませんでしたので、そのことによって直接的な影響というのはございませんでしたけれども、冬に向けては当然、さきのお話もありましたけれども、より厳しくなるという状況では、その可能性が高くなってくるのだと思います。

そうなったときに、実際、酪農家で出てくる問題としては、やはりバルククーラーが動かせない、稼働させられない、それから搾乳機も動かせない、それから冬になりますとフリーストール牛舎なんかでは、床暖というか、支柱に床暖のような形にして氷にならないような状況にして、牛の移動に問題なくするような設備もしてあるところもございます。

そういったことが当然、計画停電になったときには動かせないということになってしまふと、搾乳ができないですので、その搾乳時間をずらさなくてはいけない、あるいはそのことによってそういった氷が張ってしまって、牛の移動に支障が出てくるですか、いろいろな問題が出てきます。

最終的には牛の搾乳時間を動かすことによって、乳房炎ですとか、そういったような問題まで発展していくというようなことがございますので、そういう影響が出てくる可能性があります。

それで、一部、酪農家の中には自分で自家発電装置を導入をしようというふうに検討をしている農家さんもいるというふうに聞いております。今回、2分の1補助金の制度が経産省の補助金ですけれども、今回、また募集がされるということで新聞にも出ておりましたけれども、そういったこともございまして、そういったことの検討もされている農家さんもいらっしゃるというふうに伺っております。

ただ、その発電機といいますのは、農家さんが必要な発電機というのはやはり40キロワットから60キロワットというふうに言つていて、それをトラクターで動かすようなものということですが、金額が150万円から200万円というようなことで、それを簡単に導入できるような状況はないということでございます。

ですので、できるだけその計画停電にならないように電気を節電をするという取り組みを進めていくというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 私のほうからは、道道の道路照明、街灯についてのご質問についてお答えいたします。

先ほども町長から申し述べましたように、関係機関と連携しながら町民に周知していくということでございます。議員おっしゃられるように、8月の下旬にそういった状況が把握されてということで、実は私どもには7月の後半に宮園の方から照明が消えていると、一体どうなっているのだというお電話がございました。その時点で、私どもも総合振興局に問い合わせをしたところ、節電対策の取り組みをやっていて、そういう状況で消灯していますという情報はいただきました。

私どもの反省としましては、その時点でそういう情報を得ていたものをもう少し詳しく消灯している箇所も含めまして、きちんと精査した上で町民の方々にそういった消灯の節電対策により消灯している部分をお知らせするといったところがちょっと抜けていたのかなと反省しております。

今後については、北海道、もしくは関係機関と連携しながら町民の方々にそういった情報を周知していきたいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員）まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長）私のほうからは、今回の今夏における対策で北海道等が行っているのが道路だけなのかと、それ以外のものはないのかというご質問でございます。

実は6月5日に釧路総合振興局のほうで、釧路地域電力需給連絡会議というのが開催されまして、それぞれの市町村に対していろいろな協力要請があったところでございます。

その際に、北海道からも今回の節電に向けた道の集中対策という内容が示されたわけでございますが、そういったときには庁舎の取り組み、それと職員個々の行動としての取り組みというのが示されたものでございまして、今回、ご質問者から質問にあったような道道の対策、街灯の対策については示されておりませんでした。そういう部分では、十分な北海道との連携が図られていなかったというのはご指摘のとおりだと思います。

ただいま、建設課長からの答弁にもありましたような、北海道ともそういったものが示されたわけでございますけれども、それ以外ないのかというのもいろいろ連携を密にしながら、町民の皆様にお答えすべきものは伝えるという方向で今後、取り組んでいきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員）9番、南谷議員。

●南谷議員 正直言って初めての計画停電対策ということでございます。6番議員さんは、そのインターネットで自分なりに検索して、いろいろ資料も検索できるのですけれども、私はお願いして、この節電対策についてこのぐらい資料をもらったのです、実はお願いして、今回、一般質問するのに。これを全部読ませてもらったのですけれども、厚岸町にかかわる部分というのは、この中ではなかなかないのですよね。

ですから、やはり担当課長はやはり住民にとって直接、影響のあるものについては、

やはりしっかりと目を通してくださいて周知というものを徹底していただきたいのだと、特に切望する次第でございますし、議会に対しましても説明が2回しかないのです。と、申しますのは、町民に配付されたあの大きな紙です。これ、確か議員協議会だったと思うのです。

そのほかに、昨日の議員協議会で今冬の節電対策の状況報告、この文書も先ほど議会事務局に行って確認したのですけれども、8月3日に北電の方が議会に来て、議長不在だったから置いていったと。この文書を見ても「お願いします」も何もないのです、参考資料みたいなものなのです。まことに議会に対してもそのぐらいですから、町民に対して北電もやはりもう少し、今はパソコンの時代、マスコミで出ていますよと言うけれども、厚岸町としてもしっかりと先ほど来、答弁でしっかり連携となりますと言っているのですけれども、やはりたくさん情報が氾濫しています。本当に必要な部分というものに対して情報の選択というのは、私は大事だと思います。そういうものを含めて、しっかりと頑張っていただきたいなと思います。この件についていかがですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 再度のお尋ねでございますので、改めて私から答弁をさせていただきます。同じ答弁に相成るかもしれません、今夏はもちろんのこと、今冬についても住民の生活にかかわる大事な問題であります。そういう意味において、十分に住民が理解できるよう町としても節電に当たっては、最善の努力をさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 2点目に参ります。

先ほど、町長から答弁をいただきました。全く、教科書に書いているような答弁でございます。非の打ちどころのないような答弁でございまして、ですけれども若干、質問をさせていただきます。

資料を要求させていただきました。この資料をちょっと見ていただきたいのですけれども、厚岸町職員の状況、上から2段目、事務系の職員でございます。男性の部分、総数が157人、このうち管理職が46名、46人を203名で割り返すと23%。さらには、女性の分を割り返すと3名ですから1%にしかなりません。

さらには、女性職員、46人いるのですけれども3人でございますから7%、男性は157人に対して46人ですから29%。ただ、パーセントだけでは私もないと思います。数字だけではない、計り知れないものがあろうかと存じます。

しかしながら、町長の言われるとおりなのですけれども、やはり私は役場の職員というものは、どちらかという年功給制度にのっとっていると思います。ですから、こういう率から判断すると、もう少し女性に頑張っていただかなければ費用対効果というのですか、遠回しに言えばそういう部分から判断しても、もっと責任のある立場で女性が頑張っていただかなければ町民のためにはならないのではないのかなと。そのためにはどうしたらいいのかな、私なりに考えますところ、やはり特定の職員に特にという政策的には

ないとおっしゃられますけれども、誰しもが初めから今、皆さん、管理職の皆さん座っていますけれども、なった当時から誰もが自信なかつただろうし、育っていなかつたと思いますよ。恐らく、係長から課長になってこられた方々だと思います。

職員の皆さんにも若干聞いたのですけれども、厚岸町は他の町村よりも年功序列ではなくて、そういう体制をとっていますと、こういう答弁があつたのですけれども、女性だからというわけではないのですけれども、やはり女性が育っていない、これも現実でございます。ですから、やはり女性が力を発揮できるような環境づくりという部分も私は考えるべきではないのかなと、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員）　町長。

●町長（若狭町長）　お答えをさせていただきます。

町長は、人事権を持っている立場から答弁をさせていただきます。

私が町長になりましたから11年がたちました。その中で、職員の人事は大変難しい、そのように考えております。しかしながら、私情をなげうって人事はしなければならない、といいますのは組織であります。その長が私であります。職員は、補助役であります。若狭町政は何をしようとしているのか、それを十分に理解しながら、ともども厚岸町の発展、厚岸町民の幸せのためにやっていかなければならない責任があるわけであります。

その中でも、組織の中で管理職、特に課長の責任は極めて大きいわけであります。そういう意味において、私は、年功序列主義はとっておりません。能力主義で行っております。また、男だから、女性だから、先ほどの第1回の答弁でいたしたとおりであります。特にこれは法律で決まっております。地方公務員法第13条、明確に規定をされておるわけであります。

そういう意味で、私は人事の難しい中ではありますが、やはり厚岸町の今日、将来、考えながら、やはり公僕としての管理職はどうあるべきかという中で、人事を決めておりますことをご理解いただければと、そのように思っておりますのでよろしくお願いしたいと存じます。

●議長（音喜多議員）　9番、南谷議員。

●南谷議員　町長のその人事に関する姿勢というものは十分、理解をさせていただきました。

そこで、私なりにお願いというのですか、私の思いを述べさせていただきます。きょうは、管理職の皆さん勢ぞろいでございます。当然、自分の部下というものはそれぞれ抱えておられるわけでございますから、将来、女性だから、男性だからということではなくて、やはりだれもが等しく男女平等の時代でございますから、そういう環境になれる職場づくり、そういう体制というものに心がけていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員）　町長。

●町長（若狭町長） 管理職は、ご指摘のとおりそういう気持ちで町政を推進している、組織の責任ある立場で活躍をされておる、私は人事を持つ責任者として自負をいたしております。具体的な例を申し上げます。これは、年功序列でないという証拠であります。今、課長で一番若いのが51歳であります。かつてないことあります。課長補佐で43歳であります。これは、男女になると別です。ただ、現実の問題として、そういう年功序列でない能力主義で、厚岸町のために役立つ人間はだれか、そういう判断の中で人事をいたしておりますことをご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 3点目に参ります。

財政運営についてでございます。初めに、平成24年度の普通交付税、もうそろそろ確定したと私は推測をしておりますが、当初予算、先ほど申しましたけれども、この数字いかがになっておりますか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 24年度の普通交付税の決定額でございますが、37億6,532万4,000円という決定をいただいているところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 37億6,000万円、この数字が確定をしているということで安堵しているのですけれども、問題なのは私も毎朝、新聞を読ませていただいているのですけれども、交付税、地方の財政には、市町村については1週間程度と先ほどの答弁もありましたし、新聞の出ているとおりだと思うのですけれども、問題になるのは9月はいいのですけれども、11月でございます。最後の分である程度、最終的にまとまったものが来るのですけれども、これが私の推測ですけれども全く見通しが立っておりません、国会がどうなっているか全く読めないわけでございますから、その場合は、私の判断するには、通常であれば9億ぐらいのものが一時借入金等で処理をされるのかなど、いろいろな場合が想定されるのですけれども、私の推測では最終的にはこれは確保、担保されていることだから、期間は別にしても厚岸町は一時借入金でしのぐのだろうと、そういう時代に、国がどう出てくるかわからないのですけれども、もしさうなった場合とか、町としてどのようにとらえているのか、その辺の考え方をお伺いをして、さらには万が一、いろいろなケースが考えられます。推定されることというのは、私が考えを今、述べさせていただいたのですけれども、今、税財政課長のレベルでどういうことが想定され、どうなるのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今回の国、すなわち財務省のとった地方交付税の措置は、道府県だけであります。我々市町村は影響ございません。ただ、心配いたしますのは、北海道であれば影響によって我々に、市町村に事業を持っている補助金なり、その他がどのような影響を受けるかが心配なのです。

ですから、地方交付税については影響がないということありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 そうしますと、町長の判断では地方交付税には11月も大丈夫だらうと、担保されるわけですから、資金運用なのですけれども、私の取り越し苦労かもしないのですけれども、万が一の場合は、町村の場合は一借りという対応もできるのですけれども、国はできないわけです。

そういう推定の中で、物を申しているわけですから、ちょっと荒っぽい話になるのかなという気がするのですけれども、町の中ではいろいろな事業をしても支払いが遅くなるのではないか、それから町の事業に大きな影響がないのではないか、町民の皆さん心配、懸念をされている向きはあります、正直なところ。

ですから、ただいまの町長の答弁ですと、交付税関係ではおおむね担保されているし、心配ないよと。ただ、心配されるのは道の予算とか、そういうものにどう影響出てくるかというのは、また見えない部分だと、そういう理解でよろしいでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 全くそのとおりでございます。

そこで、私といたしましても、道に対しましてそういう影響がないようにということで、道から回答をいただいているところでございます。

このことについて既に報道されていることでございますので、ご承知のことと思うわけであります。北海道としては、市町村に影響が出ないよう必要額については一時借入するなどの措置を検討したいというご返答をいただいているわけでありますので、我々市町村は今のところ、安堵をいたしている次第でございます。

●議長（音喜多議員） 以上で、9番南谷議員の一般質問を終わります。

次に、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問をいたします。

最初に、集落支援員についてです。限界集落は問題になっていますが、当町でも集落の維持、活性化対策のため、集落支援員の設置を考えるつもりはないですか。

次、市民後見人育成及び活用について。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、その生活や財産を守るために本町でも市民後見人の確保を目的とした事業の推進を

行うべきと考えますがどうですか。

平成24年度で国は40カ所について予算化しているので活用してほしい旨の事務連絡を行っていますが、予算化を含めた厚労省の情報について明らかにしてほしいと思います。

次、外出支援事業について、タクシーの利用助成やデマンド型ワゴン車による送迎などを考えられないですか。

最後に、いじめ問題について。滋賀県大津市で起きたいじめ自殺問題で、文科省や各教育委員会の見解等が述べられていますが、今回の問題を受けて教育委員会、学校としてどのような話し合いと対策がなされたのかご質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員）　町長。

●町長（若狭町長）　3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の集落支援員について、「限界集落が問題になっているが、当町でも集落の維持、活性化対策のため、集落支援員の設置を考えるつもりはないか」についてありますが、国では過疎地域などにおける集落対策として、地方自治体が行政経験者、農業委員、普及指導員など、農業関係業務の経験者、経営指導員経験者、NPO関係者など、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材を集落支援員として委託し、市町村の職員と連携、協力しながら集落への目配りとして集落の巡回や状況把握などを行い、住民と住民、住民と市町村との間での話し合いの促進などを図る集落対策に取り組んでいくことを推奨しております。

総務省の取りまとめによると、平成23年度の集落支援員の設置状況は、都道府県で9府県、市町村では149市町村の設置にとどまっており、集落支援員数については専任の集落支援員が597人、自治会長などとの兼務の集落支援員が約3,700人と、その大半が掛け持ちという状況であります。

この制度が創設された平成20年度と比較すると、都道府県で2県が減少したものの、市町村では83市町村が新たに設置しておりますが、全国の市町村のわずか8.7%ほどの設置状況となっております。

このように、制度の普及が進まない要因としては、集落支援員は市町村が委託して設置することとなりますが、委託してから地域の点検や話し合いなどにより、課題を洗い出し、地域住民や市町村とともに、その課題解決に向かって集落対策を推進するものであり、その活動内容は集落支援員の自主性に大きくかかわっている反面、具体的な役割や業務内容が当初の段階では明確ではないこと、さらに集落の状況は多種多様であり、集落の住民と主体的に深くかかわりを持たなければならず、集落が求める的確な人材を探すことは容易ではないことが考えられます。

こうした対策を講じる基本的な考え方は、地域によっては行政の集落への目配りが必ずしも十分に行われていないのではないかとの過疎問題懇談会からの指摘を受け、市町村が集落の現状に絶えず目配りをし、住民と行政の強力なパートナーシップを形成することにあります。

厚岸町においては、平成24年7月末の住民基本台帳によりますと、65歳以上の人口割合が50

%以上となる、いわゆる限界集落と呼ばれる地域が2地域存在します。しかし、当町の場合、この2地域を含め、各地域で自治会が組織され、地域活動などによる共助の機能が維持されていること、各地域が抱える課題や問題を把握し、その解決に向けた行政運営を行うための自治会要望の実施、町づくりに対する意見や提言を求める移動町長室の開催、さらには各地域に配置されている民生委員による相談対応など、町民と行政との協働の町づくりを標榜した行政運営を行っている当町の現状から、集落支援員制度の趣旨機能が確保されていると判断しております、当面、集落支援員を設置する考えはありませんことをご理解願います。

続いて、2点目の市民後見人の育成及び活用について、初めに「認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、その生活や財産を守るために、本町でも市民後見人の確保を目的とした事業の推進を行うべきと考えるがどうか」についてであります、成年後見制度は介護保険制度とともに、平成12年7月に施行されました。これは、介護保険制度による介護サービスが措置から契約へと移行したため、それを補完する目的で同時に施行されたものであります。

この制度を利用しようとする場合の相談相手は、一般的には地域包括支援センター、弁護士、司法書士などのうち、この制度を勉強した人ということになりますが、利用予定者が貰えるだけの受け入れ体制は不十分であると考えております。

このようなことから、制度が広く利用されるには市民後見人など、この制度についての知識を持った人を要請し、制度利用に関し身近に相談できる体制を整える必要があります。市民後見人養成講座を開催するなど、制度を利用しようと思う人たちに適切なアドバイスをしたり、場合によって後見活動ができる人を養成することが必要と考えておりますが、町では市民後見人を養成するに当たり、地域に後見人が必要とされる人がどれだけ存在し、市民後見人がどの程度、必要なのか、また後見機関の設置運営の方法などを調査し、平成26年度までに北海道との共催による養成研修を実施できるよう検討してまいります。

次に、「平成24年度まで、国は40カ所について予算化しているので、活用してほしい旨の事務連絡を行っているが、予算化を含めた厚労省の情報について明らかにしてほしい」についてであります、このことについては平成24年4月17日付の事務連絡で、北海道釧路総合振興局保健環境部社会福祉課長から、各市町村認知症施策主管課長あてに周知がされております。

内容は、平成24年3月27日付、事務連絡で厚生労働省老健局高齢者支援課認知症虐待防止対策推進室から、各都道府県及び指定都市の市民後見人担当部局あてに発せられた「市民後見人の育成及び活用に向けた取り組みについて」であります。この文書は、都道府県においては老人福祉法の趣旨を踏まえ、市民後見人の育成及び活用に向けて下記の内容を参考に取り組むよう、管内市町村に周知いただくとともに、市町村の取り組みに対する支援等をお願いする内容で、この文書における下記の内容については、1点目が市町村の取り組み体制について、2点目が養成研修の実施について、3点目が後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦、4点目がその他必要な措置、最後に5点目として市民後見推進事業についてとなっており、また平成24年度予算案において、実施箇所数を40カ所に倍増しているので、管内市町村に対し事業の積極的な活用について周知をお願いしますという内容であります。

続いて、3点目の外出支援事業について、「タクシーの利用助成やデマンド型ワゴン車によ

る送迎など考えられないか」についてであります、まず一般的な町民の足としての公共交通について申し上げます。

現在の車社会では、自家用車の普及により鉄道や路線バスの利用者が減り、減便や路線の廃止などが進んできております。そのことにより、特に自家用車を持たない高齢者や障がい者の足の確保が難しくなり、どこの市町村においても鉄道やバス路線の維持、確保が大きな課題となっております。

また、バス路線などが廃止された場合の対策として、近隣の市町村の事例を挙げますと、釧路市阿寒町布伏内地区において、廃止されたバス路線の交通確保手段として廃止された区間から、現在、運行しているバス路線までの間をデマンド運行による乗合タクシーで代替対応しております。

厚岸町においても、毎年度、地方バス路線維持対策事業として、国の補助制度を活用し、乗合バス事業者に助成を行い、町民の生活交通路線としての路線の確保を図ってきております。しかしながら、利用者の減少もあり、路線の縮小を図りながら、路線の維持をしてきておりますが、一部の路線においてはそれも限界に近くなっています。

その打開策の一つとして、特に利用者が少ない区間においてはワゴンタイプの車によるデマンド運行が考えられるところですが、その導入の可否について検討していく必要性が生じてきているところであります。ただし、このような運行を行う検討する場合は、まず既存の乗合バス事業者やタクシー会社の経営を圧迫しないように配慮しなければ、地方交通の崩壊を招きかねないことから、現段階においてデマンド交通はあくまでも既存のバス路線が廃止になった場合における区間の代替として導入を検討する程度にとどまっているところであり、一般のタクシー利用助成についても、同様の利用により実施していない状況にあります。

また、町民の交通手段の確保については、日常生活を送る上で欠かせない重要なことと考えており、患者輸送バス及びスクールバスの一般利用を実施し、市街地及び山間部等における町民の交通手段の確保を行ってきたところであり、またタクシーの利用助成については重度心身障がい者等交通費助成事業を実施し、障がい者の日常の外出支援に努めているところであります。

しかしながら、今後の町内の公共交通のあり方については、現在の状況をいかに維持していくかだけではなく、ますます進む高齢化への対策など、今後の町民の交通手段の確保について総合的に検討していくことが必要であると考えておりますので、さらに関係課との検討を行うとともに、各方面からの意見を伺いながら、今後の町内公共交通のあり方についてさらに研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

いじめ問題については、教育長から答弁があります。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 続きまして、私からは4のいじめ問題についてお答えいたします。

「(1) 滋賀県大津市で起きたいじめ自殺問題で、文科省や各教育委員会の見解が述べられているが、今回の問題を受けて教育委員会、学校としてどのような話し合いと対策がなされたのか」についてですが、いじめが背景にあるとされている生徒の自殺が発生

していることは大変、遺憾であり、教育委員会といたしましても深刻に受けとめております。

当町では、毎月学校に生徒指導状況報告書の提出を求め、町内におけるいじめ、不登校などの状況を把握し、その中でいじめに発展する恐れや背景にいじめがありそうな事例については、学校に対して指導、助言を行っております。

いじめを許さない学校づくりのため、1、いじめられている子を全力で守り通すという姿勢を日ごろから示す。2、弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないという毅然とした態度で臨む。3、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめと同様に許されないという態度を示すの3点を教育委員会の姿勢として各学校に示しております。

また、いじめアンケートを年3回実施して、日常的にいじめの早期発見、早期対策に努めているところであります。

今回の痛ましい事件を受け、校長会議及び教頭会議の折に学校での相談機能を充実させ、日常的に児童生徒の不安や悩みを小まめに受けとめる体制を強化するとともに、いじめ問題を学校だけで抱え込むのではなく、家庭や教育委員会などと連携して迅速に行動することなどを各学校にお願いしております。

いじめをなくすには子供の心を育てることが重要であります。各学校とも道徳の時間や集会活動を通して、子供の心を育む指導の充実に努めておりまますし、児童会、生徒会活動を主体とするいじめ根絶の取り組みなどを通して、いじめは人間として絶対に許されないという意識を持たせるよう指導しております。

いじめは決して許されないことですが、どの子供にも、どの学校においても起こり得るということを十分認識し、いじめ根絶に向け学校、教育委員会の関係者が一丸となって取り組みを進めてまいります。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初、集落支援員のことなのですけれども、自治体できちっと、自治会が組織されて、そしてそれと同じようなことをきちっとやっているから必要、考えはないということだったのですけれども、各地域の自治体の中でだんだん年齢構成が上がってきてていると思うのです。

昔でしたら共助とか、自助とか、そういうふうにしてやっていけたと思うのですけれども、これから自治会長自体も高齢になっていたりしていて、見回りが大変になってくるとかというときに、まず何をするかではなくて、そこに支援員を1人入れることで、その自治会長を支えるような形で持ちながら、これは国の財政措置がありますから、それをを利用して、今、この中で人口の割合が50%以上になる、いわゆる限界集落と呼ばれる地域が厚岸町に2地域あるというふうに言っていますけれども、そういうような形で支援していくというような考え方を持っていくことはできないのでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 町長の1回目の答弁の中でもお話ししておりますけれども、こういった集落対策を国が示したという背景には、どうも自治体のほうでそういった集落に十分、目配りがされていないところもあるという問題からこういった対策がとられてきているという背景にもあります。

また、この集落支援員制度につきましては、いわゆる限界集落と言われている65歳以上の方が50%以上を占める地域でなくとも、このこういった地域に限定している取り組みではございません。

そういった、きょうの新聞でもありますけれども、そういった高齢化によって日常生活 자체を維持できなくなる、あるいはそういった対策を講じなければ、その地域が消滅してしまう恐れがあると、そういった地域についてこういった集落対策を行っていかうではないかという国からの呼びかけで、先ほど財政措置という部分も言わましたが、特別交付税において、専任の場合には350万円、全体にその人にかかる経費でなくて、集落支援にかかる経費で350万円、兼任の場合には40万円という制度もありますけれども、先ほども言ったとおり、厚岸町の中においては、今現段階でこのままの状況で集落が消滅するような、あるいはそういった自助生活が維持できないという状況には、まだ至っていないだろうと、そういう危機感は持っていますけれども、そういう状況の中では今、さまざまな形で協働の町づくりということで、その地域からではなくて、町民の方々が行政のほうに声が届けられるようなシステムというのも町は町なりの工夫をしながら、いろいろ取り組んでいるところでございます。

そういった部分で、町長の1回目の答弁の中でも当面というお話をさせていただいております。当面、この集落支援制度の活用については、厚岸町としては現時点では考えていらないということですので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 この消滅してしまう前に、さっき言った当面ですね、考えていないということなのですけれども、この内容、ずっと出ていることは別にそこは消滅しそうだからやりなさいではなくて、そこの地域とか、それぞれの地域をどういうふうにして生活しやすくするか、それからそこに住んでいる人たちが地域でずっと生きていくためにはどうするかということを考えなさいと、考えるための支援員としておいていきなさいということで、住民と市町村の強力なパートナーシップを形成してもらう取り組みと書いていっているのです、ここのところ。

それは、例えばボランティアとか、それから善意だけに頼っていたら、多分、大変なことになってしまふ地域ってあると思うのです。そこだけではなくて、今、言っていた意外にこういう50%の高齢者が占めているところのほうが結構仲間意識もあって、みんなでやっていて大丈夫という地域たくさんあると思うのですけれども、それだけではなくて、そういうふうになって動きがとれなくなる前に、その地域がだめになること、その産業も、そこがおかしくなることを防ぐためにも今からそこに支援員を置いて、この、そこをどうして、その作業をどうするかと考えていくほうが大事だと思うのですけれども、そういう考えにはならないですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 地域のそれぞれ特有の課題、あるいは問題というのをそれぞれの地域抱えております。

この制度できてから、もう何年もたつわけですが、町長答弁のほうにもありましたとおり、これが普及がそれほど進んでいないという状況にあります。道内においても、本当のごく一部の町でしか、まだ置かれていないという状況にあります。この置かれていない状況の背景はということで、1回目の町長の答弁にもありましたけれども、そもそも国のはうが考えているのは、その地域の状況に詳しい人、ですから自治会の役員の方々であるだとか、行政のOBだとか、農業普及員の方だとか、そういう方々を委嘱をさせていただいて、その地域の中でということでの制度なのですけれども、実際、地域の課題に真っ向から向き合って、地域が求めるような人材を的確に用意できるかということでの問題点がかなりあるようで、実際に集落支援員になった方も中に入つて初めはいろいろな、どんな状況が問題にあるかということを調査を自分ではできるかもしれませんけれども、地域の中に入つて取り組みという部分では有効な手立てを打てないと、そういう形の中では集落支援自体も自分がどうしていいのかというような明確な活動内容というがなつてないだけに自主性に任せられているということだけに、大変、うまく活用されていない事例というのもあるようです。

ただ、総務省等からのいろいろな事例集、あるいはネットを調べるといろいろな状況もありますので、全国の中にはうまくいっているところも中にはあると、そういったところの事例集もあるわけですけれども、そういう地域で抱えている状況をうまく解決できるような人的な確保が容易でないというのが大きなことのようございます。

ただ、厚岸町としては自治会要望という形で自治会からの要望、あるいは1回目の町長の中にはありませんでしたけれども、町民一人一人が行政に対していろいろな提案もできる「町長への手紙」という制度もあります。

そういう中では、今現状の中、知る範囲ではそういう地域はまだ厚岸町には出てきていないのではないかという考え方もありますて、当面はそういう制度の活用については考えていないということでございます。ただ、これは急激に厚岸町の高齢化もどんどん高くなっています。石澤議員が言われたような自治会の役員をどう確保するかという部分の問題も抱えてきているところが出てきているという話もお聞きします。そういう状況をこういった制度を活用すること、あるいはこの制度以外にも北海道も、きょうの新聞でもありますけれども、いろいろなそんな集落、活性化に向けた取り組みを今、試行というか、会議を開きながら検討中、そしてきょうの新聞によります素案を固めたと、11月ぐらいにはそういう方針を示していくみたいというような考えも示されていますので、こういったものを参考にしながら集落対策のほうには取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 では、そういうふうにしてください。このほかにも、集落協力隊とか、いろいろな支援体制もありますので、それも含めて、やはり全体で考えていいってほしいと思います。次に移ります。

後見人制度は26年までにやっていただけるということなので、釧路市なんかが先進的にやっていますね。そういう学習会なんかも開いていますし、隣の市ですので、いろいろな意味で相談になると思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に3点目なのですが、タクシーの利用や助成、デマンド型ワゴンの送迎なのですけれども、このさつき言いましたけれども高齢者が多くなってきて、結局、自分ももう免許を返上して、誰かに乗せてってもらうとか、そういう形になってくる人が増えています。

それも遠くの結構、自分が町に行かなければならぬ、交通の便が悪いという場合は80歳なっても、90歳なっても車で運転して行かなければならぬというところも増えています。

ここに地方交通の崩壊を招かないようにと書いてありますけれども、厚岸町にあるタクシー会社とかバス会社も含めた上で、そういうこの助成、こんな形の運行の仕方といふことは話し合うことはできないのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） いろいろな業者を含めての協議会等の設立になるかと思われます。その中には、まだ厚岸町の場合は設立はしておりませんけれども、もしそうなものつくるとしたならば、町ですとか、バス事業者、タクシー事業者、JR、釧路の陸運局、地域住民の代表者、有識者などの皆様に参加いただいて、地域の交通について話し合いをして、どういう方策をとったら最善の方法がとれるのか、このような協議会をつくって協議するという形になろうかと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そんな複雑にならなくともいいのかなと思うのですけれども、町の町民の足ですから。今、確かに福祉バスとか、スクールバスとか患者輸送バスとか走らせてもらっているのですけれども、それも大いに利用していますし、山間地のほうも、市街地も利用しています。

だけども、バス停まで行かなければならぬですよね。1戸1戸回って、今、スクールバスは1戸1戸入ってくれているのかな。一つ一つ、足が悪い人とか、まずは介護保険とか対応にはならないけれども、自分で頑張っているのだけれども、そこまで歩いていくのが大変だとか、それからちょっと買い物行きたいのだけれどもという、その動きがとれない、だけどそういう介護保険にはまだなっていない人たちが、そういう状況にならぬよう家庭に引き込みというか、外出の幅が広がってしまって引きこもりになってしまう、そういうのを防ぐような意味も含めて、そのバス、タクシー助成ということを私は提案したのですけれども、そういうものは考えられないですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今、介護になる前の方々をご心配されることだと思います。

現実に、市街地においても、やはりバス停は大通まで来ないとならないということで、現実的にバス停まで歩くのが困難だという方も当然、いらっしゃいます。

ですから、そういう意味では市街地においても、山間部においても、厚岸町の交通網からすると、どの地域でも高齢者が歩く距離のことだけを考えると困難な方もいらっしゃるというのは把握しております。

そういうことで、現在の介護保険制度は、いわゆる介護予防ということで、町でも介護予防事業を行っておりますので、家に閉じこもらないように積極的に外出して、介護予防事業に参加しましょうと、これは町の社協等に委託しておりますけれども、そういう方々、山間部の方々は社協の福祉バスが巡回して乗車いただんだとか、そういうサービスもしておりますので、介護予防の面についてはそういうような理由で外出は可能なのかなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 介護予防だけ、普段の生活のための交通手段として使うものが必要ではないかということなのですけれども。だから、例えば、介護の認定をかけるときに、いちいち娘さんに来てもらう、それから息子さんに来てもらうではなくて、その人が自分の意思で出掛けるために使える足を、そんなにお金かけないでもできるような方法があればいいのではないかと思うのですけれども、そういう意味でこの質問をしたのですけれども、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今、私が申し上げたのは、バス路線がない地域においても、例えば奔渡町のどこかの方もバスに乗るのであれば道道まで出てこなければならない、バス停のそなたさんあるわけではないですから、家の場所によってはバス停も遠い。ここにたどり着くまでに大変だからバスも乗れないという現状が、実はバス路線があるにもかかわらず市街地全般にあるということです。

その方からすると、全路線を網羅するような、そういうタクシーだと、そういう代替のような交通手段というのは現在のところ、具体的にこういうことができるというものはないのかなというふうにそういうことで先ほど答弁をさせていただいたと。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それで、「ないのかな」では済まらないで、そういうのは例えば民間で介護保険に入ってしまうのかなと思うのですけれども、送り迎えのタクシー、やっているとこ

ろあれば、糸魚沢とかにあったりしますけれども、その送り迎え、送迎、そういうことをやって、ヘルパー、「おはなさん」もそうなのかな、そういう形で送迎やっているところもあるのですけれども、それは介護保険になっちゃいますから、あれなのかな。そういう、いろいろな足を確保できるような方法をちょっとやはり全体としていろいろな情報を集めて、そして考えてほしいと思います。それはお願ひです。

それから次、いじめの問題に移りますけれども、厚岸町の場合の現在はそういう問題は上がっては来ていないのですか、その辺どうなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 本町では幸い、深刻化、長期化する事案はありませんけれども、先ほど答弁にありましたとおり年3回の1枚アンケートを実施しております。第1回目が5月中旬から6月上旬にかけてです。第2回目が8月下旬に実施しております。その中で、現在、いじめられると回答して、学校でもいじめと認知しているものにつきましては、小学校2校で3件、中学校1校で2件、こちらについては学校としてもいじめと認知して、その後、指導して、現在のところほぼ解消に向いているという報告を受けております。1件については、現在、解消に向けて取組中という報告も受けております。  
以上です。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 これは、ここでいじめ問題はきっと取り組んでいるということなのですけれども、先生方の負担というのか、先生方の年齢構成というのは厚岸町の場合はどういうふうになっていますか。若い人が多いのか、それとも全体にベテランから網羅しているのか、その辺はどうなのですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 各校によってばらつきはあるのですけれども、やはり道東鉿路市から東の方というのは、やはりベテラン教師が少ないという状況ではあると思います。やはり、全体的に若い教師、20代、30代前半、学校によっては40代以上が非常に少ないという学校もあるのが現状です。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それで、厚岸の中で、その昔は、結構荒れたこともあったりして、真龍荒れたらその次は厚中だと、ぐらぐら揺れたりしていたのですけれども、今の状態は、厚岸の場合はそういうようなことは起きてはいないですか、順調に今の子供たちも教師もきっと教育とか受ける環境にあると思ってよろしいですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 今、議員のおっしゃったように、過去には厚岸にもそのような事案が、割と定期的にというか、ある一定の周期で訪れておりますけれども、現在のところ、今、ご指摘のあったような状況にはございません。どこの小学校、中学校におきましても、その学校によって、学級によって差異はありますけれども、落ち着いた学校生活を送っていると認識しております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 先生方の1人の子供に対して話し合う場とか、取り組みというか、学習会なんかもそうしたらきちっとやっているし、それから子供たちの人間関係を育てる自立の教育とか、それからいじめ問題を自分たちで解決していく力をつけるとかという、そういう形で厚岸のいじめの問題というのは取り組んでいるというふうに理解していますか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 先ほどの教育長の答弁でもありましたけれども、まず、一つとしてそういう事案が発生したとき、いじめというものが発生、認識されたときには相談機能を充実させまして、子供とのカウンセリング、あと保護者との話し合い、学校での見守り体制、そのような形を通して事後指導に努めております。

また、いじめを起こさないためには、子供の心の教育の充実、心の教育の重要は言われておりますので、各学校において例えば真龍中学校では保護者、教師、そして生徒の三者による、この三者集会という中で、今、生きていく中で、集団生活をする中で何が大切なのかということを題材にいたしまして、そういう集会を行って、やはりコミュニケーション能力、これをつけることが大切だということを学んだりとか、いろいろな学校でいじめをなくすための1校1運動ということで、特に中学校においては生徒会が主体となっているのですけれども、いじめをなくすための標語、これを廊下に掲示したりですとか、月に1回、学級活動及び道徳の中でそういう事例を取り上げて、心に響く教育をしたりですか、各学校とも一応、創意工夫をしていじめをなくすための取り組みをしているところであります。

●議長（音喜多議員） 石澤議員の一般質問は5時10分ころまでありますが、前段、本日の会議時間は、3番、石澤議員の一般質問が終わるまで、あらかじめ時間の延長を行っております。

3番、石澤議員。

●石澤議員 済みません、これで終わります。

●議長（音喜多議員） 以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後4時52分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成24年9月5日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員